

八月十日 今日伊勢物語立筆

享祿四年

二月七日 伊勢物語土左所望立筆

四月十二日 伊勢物語終書功

十五日 伊勢物語校合了

廿九日 奥入并伊勢物語表紙出來、自愛

五月五日 伊勢物語重香一反昨夕校合□□見合□之、明日可進伏見殿也

六日 伊勢物語本進伏見殿了

その他、實隆公記以外の資料、即ち諸本の奥書に見えるものを擧げると、

明應六年十二月

此一冊依右衛門宮道親孝所望、似京極黃門自筆正本、件本彼親父相傳之來由有、子細者也、祕而不能記之、如形書之、爲證本之間、大抵不違文字遣臨寫畢、仍元來不堪之筆跡、彌失度、後見頗有憚、更不可被出窓外者也

明應第六臘月上旬

亞三臺拾遺郎在判

永正十七年七月

此一帖端七八枚、故兵部卿教國卿健筆也、以愚翰可終功之條前內相府有懇切之嚴命、遂不獲止、以狗續貂、後見之嘲雖有其恥、臧否共以俯仰陳述而已

永正第十七初秋上澣

桑門堯空 頽齡六十六歲

大永七年六月

此物語以天福本書寫之、他本之異私注付、同兩奥書寫加之、隨分之證本也、依西卿彈正少弼藤原尚善所望與之、堅可令禁外見而已

大永第七林鐘上澣

頽齡七十三桑門堯空

年月不詳

此物語以相傳之證本書寫校合、令付與兵庫助正盛云々

逍遙翁堯空

年月不詳

依鳳岡禪師所望、染惡筆者也

等がある。かく實隆の書寫した伊勢物語の數は非常に多いのであるが、その系統は如何と言ふに、現存諸本より推測すれば、殆ど天福本系統であると斷言することが出来るやうである。

以上によつて、三條西實隆の存在が、如何に多く天福本の流行に關係があつたかが大體説明されたと思ふ。次にしからは、天福本の現存諸本に見出される語句の相違は、何に原因して生じたのであらうか。その原因として考へられ得るものは、次の二の場合である。

一、誤寫によつて、相違を生ずる場合

イ、偶然の誤謬による場合

ロ、故意の誤記による場合

二、他本との校合によつて相違を生ずる場合

右の中、偶然の誤謬によつて、本文や勘物や奥書に相違を生じ、轉々傳寫を経るまゝに、其間の誤差が次第に増大されて行くことは、古寫本に於て通じて見受けられる現象である。轉寫に當り、眼うつりによつて、脱字、脱文、衍字、衍文を招來し、或は字

體不明瞭のために誤記することのあるのは普通であつて、これ等は明かに諸本相違の一因をなす。京極黃門自筆禁裡御本を、一字一點の相違なく書寫した筈の法橋玄津筆本すら、已に魯魚の誤一二にして止まらない。

次にかかる不注意に基因する誤謬にあらずして、筆者に於て豫め意識しながら歪曲する場合のあることも亦見逃してはならない。例へば、逍遙院筆本伊勢物語は、大永四年四月十日書寫を終へ、五歳の孫女に附與した本であつて、天福本としては定家自筆の原本を嚴密に摸したもので、らしく想像されるが、事實は決してさうではない。そこには單なる不注意を以て、又偶然の誤謬を以て、説明し能はざる程度の省略がある。又宮内省圖書寮の所藏に係る冷泉爲和筆本は、異常なる學問的忠實さに於て、京極黃門自筆本を書寫したものと、その奥書より推定されるにも拘らず、これを倉野憲司氏所藏本のそれに比較する時、そこに明瞭なる、しかも偶然にあらざる故意の歪曲の幾つかを看取することが出来る。従つて、かかる事情の存することは、形態の規定に關して大いに警戒すべきことと言はねばならぬ。

次に注意すべきは、他系統の本との接觸が、本文錯亂の重要なる原因をなす場合

である。殊に武田本、稀に流布本によつて校合せられ、それが傳寫の間に、本文中に混入したり、或は校異の中の是なりと考へられたところが採用されたりする結果、次第に純粹性を喪つて行く例も多々見出される。

これを要するに、天福本は三條西實隆以來廣く世に通行するに隨つて、一方に於ては歪曲され、純粹性を失ひ、誤寫を重ねて行くと共に、他方同系統の、或は他系統の諸本との接觸によつて誤寫を正され、又は本文を解し易き方向に導く等、一見相反する傾向の間に彷徨動搖しつつ、展開して來たといふことが出来る。そして我々はそこに天福本の歴史的性質を認めると共に、原形にあらずとも、原形として認識されて來た時代的價值を否定することは出来ない。但し、それが天福本自體として、果して嚴密な意味に於ける進歩發展と認められ得るか否かは、全く別種の問題である。

第六項 天福本の現存諸本解説

天福本は、一度禁裡の祕庫を出づるや、證本として轉々傳寫され、現在に至るまで

に幾多の寫本を残すに至つた。今日まで親しく調査し得た諸本のみでも、相當の數に上るが、しかしこれすらも現存天福本の實數に比較すれば、全くその何分の一かにも及ばないであらう。然し現存諸本の全部を網羅することは不可能であるから、嘗て囑目の機會を得た諸本の中、重要なもののみを選び、これ等を一應、分類整理して解説し、今後調査するものにつきては、更に後の増補に俟つこととして、この一章を設ける。

天福本は、凡て定家自筆、天福二年の奥書ある後花園院御祕藏の禁裡御本に源を發すること、定家自筆天福本を二本以上想像せざる限り、論證を要しない既定事實と見てよい。然し天福本傳寫の經路をより明白ならしむる目的よりして、諸本を更に禁裡御本より出でたりとの明證あるか、或はかく類推され得る根據あるかの一群の本と、之に對して、傳寫の經路全く不明なる一群の本との二大類に分つことは許されるであらう。而して禁裡御本は、現在の資料の示す所では、三つの大きな流をなして發展する。その一は、長祿二年二月、法橋玄津の透寫に係る本の傳流であり、その二は、三條西實隆書寫の本を源流とする一群であり、その三は、冷泉爲和

筆本を始宗とする他の一類である。仍て現存天福本系統の諸本を、第一類、法橋玄津筆本とその系統の諸本、第二類、傳定家筆本とその系統の諸本、第三類、冷泉爲和筆本とその系統の諸本、第四類、傳來不明の諸本に分類し、以下解説を加へることとする。

第一類 法橋玄津筆本とその系統の諸本

一 法橋玄津筆本伊勢物語

法橋玄津筆本が、定家自筆禁裏御本を綿密な注意を以て書寫した本なることは、玄津の所記よりして疑ふべからざる事であらう。この系統に屬する現存寫本は比較的少いが、板本には少からざる影響を與へてゐる。玄津の識語を轉載した板本の如何に多いかは驚くべきものがある。但し板本には玄津の署名はなく、誤つて桑門堯空、即ち三條西實隆の名がこれに代つてゐるのは滑稽である。

さて架藏本は、縦八寸三分、横五寸七分、厚様鳥の子を料紙とする胡蝶装の冊子で

ある。表紙は濃紺地、蔓牡丹文様の古金欄で、見返の金と共に所々剝落、褪色のあとがある。表紙中央なる題簽には「伊勢物語」とあつて、これにも蟲損が見える。紙數八十九枚、第一枚は白紙、第二枚裏より一面九行に筆を起し、第八十二枚裏で本文を終り、一頁隔てて業平行平紀有常二條后河原左大臣融等の略歴、なぞへなくみやび等の釋義、並に天福本の奥書を擧げること他の諸本の如く、その後、

右書本者、爲定家卿自筆禁裏御本也、隨有緣申出爲處證本、不違一字一點、令透寫遂再校訖、雖然魯魚之誤猶難遁者歟、于時長祿第二曆仲陽初三候記之

執筆法橋玄津(花押)

と本書の系統書寫年代筆者を闡明してゐる。筆者法橋玄津の傳記は不明であるが、靜嘉堂文庫藏の徒然草は、正徹の奥書を傳へ、しかも本書と同筆であることに疑ないのであるから、玄津は正徹の右筆であつたと見て差支ないと思はれる。右の奥書の次に、

此本定家卿之以自筆、寫書校合之上者、尤證本無疑者也

休止正徹(花押)

との證言が存するが、これは恐らく正徹自筆と見て不都合はないであらう。何となれば阿波文庫藏の武田本古寫本の奥に、

依數寄愚本奉許書寫校合者也

休止叟正徹(花押)

とあり、その書風全くこれと同一であるのみならず、花押もまた全然一致するからである。而して正徹は、長祿二年五月を以て寂したのであるから、右の識語は死の直前に筆を執つたものと解せられる。最後の頁左寄りに、

享祿四年辛卯於美濃國井口、以不思議之緣求得之處也

と別筆で記してゐるが、誰の筆とも判然しない。この寫本がどうして美濃國に漂泊したか、その間の消息は全く不明である。右寄りには鳥の子の紙片を細長く切り、これに、

古箱に註り。

此物語は奥書に見へたるごとく、内裏の御本、定家卿自筆の本にて寫と書り。殊招月庵清巖正徹の判形有て、恐者天下三本之内也。三本と者、寫本禁裏の御

本と牡丹花宵柏之本とさて此本也。享祿四年に宵柏之本と校合するに、毛端之無相違者也。

とあるが、この筆は前者とはまた異なる。享祿四年に宵柏の本を以て校合を加へ、箱に註記したのは、前記美濃國井口に於て、圖らずも本書を求め得た無名氏その人であらう。本書は已に玄津の識語に見える通り、定家自筆の禁裡御本をば、一字一點の末に至るまで違へまいと意職して書寫されたのであるが、それにしてもまま魯魚の誤謬を免れ得ない。例へば第八段、

いかてかいますといふをみれば

は、傳定家筆本及び冷泉爲和筆本等何れも、

いかてかいまするといふをみれば

とあり、第三十四段

おもなくいへるなるへし

第六十二段

いらへもせてゐたるをいらへもせぬといへは

第八十三段

おほやけこともありければ

第七段の

あんをかきてやりけり

は、兩本ともに、

おもなくていへるなるへし

いらへもせてゐたるをなといらへもせぬといへは

おほやけことゝもありければ

あんをかきてかゝせてやりけり

としてゐるから、此等は何れも玄津の書落したものでらしく考へられる。

又中には私意を以て幾分か改竄を企てた疑も見受けられる。例へば、

26	傳定家筆本	爲和筆本(宮)	玄津筆本
袖にみなど一本なみたのき	同上	同上	一本なみたらしヲ磨消シタ

112	91	59	52	
いひちき ^レ りける	たいしきのしたに	いりにけ ^レ りければ	かさなりちまき	はく哉 ^{らし}
同上	同上	同上	同上	
				リ
	たい ^{いた} 敷しきのしたに	いりたりければ	かさなりちまき	
	いひちきりける			

右の外にも、或は「むをん」とし、「んをむ」に代へ、「里をり」と改めた場合も一二あるが、勘物もあり、聲點もあつて、行數字詰の二點に於てこそ、前記諸本の如く、定家自筆天福本のまゝを示してゐないとは云へ、互に相補つて天福本の形態を髣髴せしむる價値は之を認めなければならぬ。

二 久原文庫本伊勢物語

久原文庫所藏の伊勢物語一冊は、室町末期、或は徳川初期の書寫に係ると覺しき

縦七寸六分、横六寸六分、楮紙、袋綴の本で、玄津筆本の系統に屬する。天福本の勘物及び奥書の次に、

右書本者、爲定家卿自筆 禁裏御本也、隨有縁申出爲處證本、不違一字一點、令透寫遂再校訖、雖然魯魚之誤猶難遁者歟、于時長祿第二曆仲陽初三候記之

執筆法橋玄津

とあり、正徹の識語はこれを缺く。墨附凡て六十枚。

三 架藏一本伊勢物語

架藏の一本。この本は、徳川初期の書寫かと思はれる縦七寸七分五厘、横五寸七分、紺表紙、胡蝶装の冊子で、本文は鳥の子紙の両面に書寫され、一面八行、行間の勘物は殆ど省略されてゐるが、卷末の業平以下の略歴と玄津の識語とを存する。

右書本者、爲定家卿自筆 禁裏御本也、隨有縁申出爲處證本、不違一字一點、令透寫遂再校訖、雖然魯魚之誤猶難遁者歟、于時長祿第二曆仲陽初三候記之

天福二年の奥書正徹の職語は勿論、右に示した如く、執筆法橋玄津の六字も省かれ

てゐるが、本文は玄津筆本と全然一致する。

四 架藏一本伊勢物語

架藏の又一本は、縦八寸四分、横五寸八分五厘、楮紙、袋綴の本で、本文を一面十行に書寫し、勘物を加へ、古註を行間に書入れ、卷末には業平以下の略歴と、天福二年云々の奥書とを掲げ、さてその次に、

右書本者、爲定家卿自筆 禁裏御本也、隨有縁申出爲處證本、不違一字一點、令透寫遂再校訖、雖然魯魚之誤猶難遁者歟

休止正徹在判

とある。本文は多少訂正された所もあるとはいへ、なほ玄津筆本の面目を十分とどむるものがある。

なほこの系統の本にして、かつて越後糸魚川の某氏の所持されてゐた本は、胡蝶装樹形のよき古寫本であつたが、今その行方を知らぬ。なほ以上の外に正徹の奥書を傳へた本が他にも無いことはない。それは天福本ではなく、流布本及び武田本であつて、これ等の本については、それぞれの項に於て更に解説することとして

ここには省略する。

第二類 傳定家筆本とその系統の諸本

一 傳定家筆本伊勢物語

現存天福本系統諸本の主流が、三條西家藏本にその源を發してゐると認めることは、記録の上からも、又現在の證據の上からも妥當の事である。傳定家筆本は、永く三條西伯爵家の祕庫にをさめられた證本である。黒塗箱入。縦五寸二分五厘、横四寸九分。極めて簡素なる胡蝶裝の冊子、薄様鳥の子十一葉二つ折二くくり、十葉二つ折、十四葉二つ折各一くりに一枚を附し、都合四くくりを綴ぢ合はす。表紙は本文と等しき料紙にて、單にその表面中央に「伊勢物語」と墨書して流用したものに過ぎない。表紙見返から第一枚表へかけて、次のやうな貼紙がある。

此伊勢物語者、京極黃門眞跡、無雙之鴻寶也、忝爲 後花園院御祕本之處、故相公羽林實連朝臣歌道器量拔群、依敬感賜之、然而不幸短命、長祿三年十月廿日薨逝

矣、于時十七歲、爰宮道親元年來、昵近結膠染之交、存其舊好、附屬此本畢、彼親元死去後、依遺命所返送予也

前内大臣(花押)

これをだにいまははなれていせのあまの船ながしたるこゝろとをしれたのであらうが、紙質、墨色から推して、鎌倉時代に遡る書寫と認め難く、かつ筆跡も定家のそれに稍遠い憾みがある。墨付すべて九十枚、大體一人の筆になるものを見て差支ない。本文は第二枚の裏から書き始めてある。一面の行數は八行九行十行十一行等一定しないが、就中九行と十行とが最も多く、所々朱筆にて聲點をさし、武田本との校合を書入れ、墨筆の勘物を加へ、終りの二三枚に至つては多分に定家流の書風筆意を摸し、第八十五枚裏の六行にて筆を收めてゐる。次に業平、行平、有常、二條后、河原左大臣、融の略歴と、なぞへなくみやびの釋義とを載せ、更に、

天福二年正月廿日己未申刻、凌桑門之盲目、連日風雪之中、遂此書寫、爲授鐘愛之孫女也

同廿二日校了

と奥書を記した後、紙面を改めて、

定家卿自筆或本奥書、明應七六月寫之、合多本所用捨也、可備證本、近代以狩使事爲端之本出來、末代之人今案也、更不可用之、此物語古人說不同、或稱在中將之自書、或稱伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞華言葉而已

戸部尙書(花押)

と武田本の奥書を轉載してゐる。右の定家の花押は、先づ一度原本を摸寫し、更に原本から影寫したと思はれる小紙片をその上に貼り付けてゐる。實隆公記明應七年六月二日の條に、

入夜於親王御方數刻御雜談、定家卿自筆伊勢物語武田所持本披見之、殊勝物也とあるによれば、天福本と武田本との最初の接觸は、勿論現在の資料の示す範圍内での推論ではあるが、實隆の手によつてなされ、ここに後世に於て見るが如き、定家本系統諸本の本文錯亂の一因がひそむのではないかと考へられる。

行間の勘物は、(一)難解の語の解釋に關するもの、例へば第八段「しほしり」について、

或說云、鹽尻、壺鹽といふ物あり、其尻似此山、此語之習故好卑詞、寂蓮殊信用此說、

先人命、縱雖爲鹽事凡卑也、不可用之、心えずとてありなん、往年有尋問人、答慥不

知由云々

第十四段「くはこ」に施された、

桑子 蠶也

「くたかけ」の傍の、

東國之習家ヲクタト云、家鷄也

とある如きと、(二)篇中の人物の略歴、又は事件に對する簡單なる考證から成るもの、例へば第一段の終に書入れられた、

河原大臣歌也、左大臣源融、寛平七年八月薨、七十三、於在中將非幾先達如何

又第七十七段の後にまとめであるが、「たかきこ」安祥寺「ふちはらのつねゆき」に對して施されたと見るべき、

女御從四位下藤多賀幾子、右大臣良相女、嘉祥三年女御、天安二年十一月十四日

卒

安祥寺、五條后順子建立寺也

常行、西三條右大臣良相一男、貞觀六年正月十六日參議、八年十二月十六日右大

將、卅一

業平、貞觀七年三月右馬頭、天安卒女御法事如何、若後追善歟

の如きものが存する。この二類の中後者は特に多く、その大部分を占む。その外に勅撰集等に見える歌には、それぞれ古今後撰拾遺新古今及び入萬葉等と註記してゐる。

元來天福本は、その系統正しきものに於ては、必ず聲點を指すのであるが、本寫本も無論その例に漏れない。今實例として一二を挙げると、

うゐかうふりして

いとなまめいたる

あめそをぶるに

なそへなく

1

むくのけきこと

右の中最後の二の例などは、武田本の指聲と異なるものである。

次に本文について見るに、現存天福本中、禁裡御本の正統と目される宮内省圖書寮藏冷泉爲和筆本、倉野憲司氏藏冷泉爲和筆本、架藏法橋玄津筆本との比較検討の結果、ただ僅かに第百一段、

さく花のしたにかくる、人をほみ

が他の諸本の多くは、

さく花のしたにかくる、人をおほみ

となつて居り、従つて本書は明かに「お」の一字を脱してゐるが、ただこれだけが瑕瑾として挙げられ得るにすぎない程、他は完全なものである。

本書は定家の自筆本にあらずとするも、天福本として殆ど完璧に近い内容と形態とを具備する。本書が如何に異常なる學問的嚴密さをもつて原本から摸寫されたかは、冷泉爲和筆本や、法橋玄津筆本等の諸本との校合の結果明白に知ることが出来る。京極黃門自筆の禁裡御本が、永劫に滅んだとしても、本書や爲和筆本の

存在する限り、純正なる天福本の姿態への還元は、敢へて不可能の事とすべきではない。

二 宮内省圖書寮本伊勢物語

右の忠實なる轉寫本は、宮内省圖書寮に一本藏せられる。これは縦五寸二分、横四寸八分五厘、稍紙質粗なる鳥の子を用いた胡蝶装の本で、筆者傳來ともに判然しないが、室町末期の轉寫に係るものと推定され、行數字詰書體、武田本との校合など傳定家筆本と一致する。天福本の奥書、

天福二年正月廿日己未申刻、凌桑門之盲目、連日風雪之中、遂此書寫、爲授鐘愛之孫女也

同廿二日校了

武田本奥書の附加、

定家卿自筆或本奥書、明應七六月寫之

合多本所用捨也、可備證本、近代以狩使事爲端之本出來、末代之人今案也、更不可

用之、此物語古人之說不同、或稱在中將之自書、或稱伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古人強不可尋其作者、只可翫詞華言葉而已

戸部尙書(花押)

等も同じく摸してゐる。

三 東北帝國大學圖書館本伊勢物語

本書はもと狩野博士の所藏本、卷首に東園文庫、林氏圖書等の印があり、楮紙大型袋綴の一冊本である。本文を一面十一行に書寫し、行間に二條流の註釋を記入し、奥に「以下證本ニ無之外ニ」と誌して、なぞへなく、みやび等の釋義を擧げ、天福本の奥書を載せ、次に、

此一冊依右衛門尉宮道親孝所望、以京極黃門自筆正本、件本親父相傳之來由有子細者也、祕不能記也、如形書之、爲證本之間、大抵不違文字、遣臨寫畢、仍元來不堪之筆跡、彌失度後見頗有憚、更不可被出窓外者也

明應第六臘月上旬

亞三臺遺郎在判

以三條西殿聽雪御正筆授之畢、尤可爲證本者歟

大永元年三月下旬

律師良玉在判

とあり、更に「自是異本奥書之始書之」として、流布本奥書武田本奥書を擧げてゐる。本文の系統は無論天福本であるが、良玉筆とは認められず、その轉寫本と思はれる。

四 架藏一本伊勢物語

架藏の一本は東北帝國大學圖書館本と同じく、明應六年、三條西實隆が宮道親孝の所望に任せて書寫し興へた本の系統に屬する。縦八寸三分餘、横六寸、藍色紙表紙、胡蝶装の冊子で、鳥の子紙の両面を用ゐ、一面九行に本文を書す。天福本の識語なく、又勘物も具有しないが、内容は天福本である。卷末に左の奥書がある。

此一冊依右衛門宮道親孝所望、似京極黃門自筆正本、(件本彼親父相傳之來由有、子細者也、祕而不能記之、如形書之、爲證本之間、大抵不違文字、遣臨寫畢、仍元來不

堪之筆跡、彌失度後見頗有憚、更不可被出窓外者也

明應第六臘月上旬

亞三臺拾遺郎在判

五 靜嘉堂文庫本伊勢物語

本書は縦七寸二分、横五寸二分、改装せる表紙には「伊勢物語別本完」とあるが、もとの題簽には「伊勢物語甲本」としてある。本文は一面九行内容は天福本である。天福本奥書の次に、

此一帖端七八枚、故兵部教國卿健筆也、以愚翰可終功之條、前内相府有懇切之嚴命、遂不獲止、以狗續貂、後見之嘲、雖有其恥、臧否共以俯仰陳述而已

永正第十七初秋上澣

桑門堯空(顔齡六十八歲)

とあり、次に別本奥書として、武田本奥書を、又別本奥書と誌して、流布本のそれを轉載してゐる。

六 穂積本伊勢物語

本書は穂積重遠博士所藏の本なるを以て、今假に穂積本と呼ぶ。縦六寸六分、横五寸四分、金泥模様入色變りの料紙を用ゐた袋綴の本で、本文を一面七行に書寫し、所々朱筆にて玄本巴本との校異を擧げてゐる。その校異より推定すれば、玄」と記したものは玄旨本の略で、系統は武田本、巴」とあるは紹巴本の略號で、流布本系統に屬するものである。天福本奥書の次に、

寫本云

此一帖端七八枚、故兵部卿教國卿健筆也、以愚翰可終功之條、前内相府有懇切之嚴命、遂不獲止、以狗續貂、後見之嘲、雖有其恥、臧否共以俯仰陳迹而已

永正第十七初秋上澣

桑門堯空(頽齡六十六歲)

と誌し、別本奥書として武田本奥書を、又別本奥書と書いて流布本のそれを擧げ、最後に、

此寫本之奥書

右一冊道遙院殿以御筆本、假名眞名小書等聊無相違書寫令校合也、并伊勢物語之根源之事記所者、紹巴法橋以相傳之本一字不違令書寫者也

于時慶長九年甲辰五月上旬

と結んでゐる。

七 道遙院筆本伊勢物語

本書は三條西伯爵家の所藏に係る。縦五寸六分、横五寸七分弱の鳥の子胡蝶装、表紙には花鳥の模様を織り出した金欄を用ゐ、中央には「伊勢物語」と記した題簽を貼付す。前に一枚、後に三枚の白紙を置き、一面十行、墨付八十六枚に互る。卷末の勘物奥書すべて天福本の形態通りで、その次に、

大永四年甲申四月十日乙巳以相傳之本終書寫之功、爲授五歲孫女也、老筆可恥々々

頽齡七十桑門堯空

と實隆の識語を載せ、更に次の紙に別筆にて、

這伊勢物語道遙院眞跡、尤可謂自愛鴻寶者也

(花押)

とあるが、右の花押は別紙によれば「龍山公御花押」といふ。龍山公とは植家の子、太

政大臣近衛前久のことであらう。前久は才學あり、詩歌をよくし、尊圓流の書に長じ、慶長十七年五月、年七十七歳にして薨じた人である。扉紙にも押紙があつて、

文久元年三月

獻上御新寫物伊勢物語上卷也、以此御本調筆畢

とある。

この本は、三條西實隆が相傳の本を以て、孫女のために書寫したものであるにも拘らず、假名の字體に於ても、傳定家筆本に比して若干の相違が見られ、かつ又、本文中の勘物にも、

8 或説云、鹽尻、壺鹽といふ物あり、其尻似此山、此語之習故好卑詞、寂蓮殊信用此説。

或本はしりほしの

先人命、縱雖爲鹽事凡卑也、往年有尋問人、答慥不知由云々

29 貞觀十一年二月貞明親王爲皇太子、于時高子爲女御、依春宮母儀號也、去年十二月廿六日誕生、高子年廿七

39 淳和天皇

崇子内親王、母橋船子正四上清野女、承和十五年五月十五日薨

43 賀陽親王、桓武第七母夫人多治比氏、三品治部卿、貞觀十三年十月八日薨、七十八

59 となむいひていきいてたりける

右の部分が書落されてゐる。殊に第二十九段の勘物の如きは記入すべき所定の場所までが空白のまま残されてゐる。これ等は偶然の書落書誤と解釋することの出来ないものであつて、ここに傳統を重じ、秘傳を尙んだ中世的精神の一つの顯現を見ることが出来ると思ふ。

八 架藏一本伊勢物語

架藏一本伊勢物語は、大永七年三條西實隆が、藤原尙善の所望に任せ、書寫して與へた本の轉寫である。轉寫の時代は恐らく元祿前後か。縦八寸二分五厘餘、横五寸八分五厘の絹表紙、胡蝶装、金の見返。本文は一面九行に書寫し、勘物奥書等一般

天福本の通りで、その他朱を以て聲點を施し、卷末には更に「或本奥書以定家卿自筆寫之」と斷つて、武田本奥書と「一本奥書」として流布本の識語とを挙げ、次に、

此物語以天福本書寫之、他本之異私注付、同兩奥書寫加之、隨分之證本也、依西卿彈正少弼藤原尙善所望與之、堅可令禁外見而已

大永第七林鐘上澣

顏齡七十三桑門堯空

とある。桑門堯空の下に、朱で「堯空」といふ印を摸してゐる。

九 三條西實隆筆本伊勢物語

此の本は三條西伯爵家に秘藏される。縦五寸九分五厘、横五寸六分五厘の胡蝶装の一帖である。薄紫地、金砂子、金泥模様 of 美麗な表紙の中央に題簽があり、表紙の見返は金、第一枚は扉紙である。料紙は鳥の子、一面十行づつ、墨附すべて八十枚、後に十一枚の白紙を残す。天福本の勘物も奥書も備へず、ただ「一本奥書」として、武田本のそれを記してゐるが、本文は天福本系統に屬する。奥に、

依鳳岡禪師所望、染惡筆者也

槐陰老叟(花押)

とあつて、本書の書寫された事情を明示してゐる。

一〇 三條西本伊勢物語

所詮三本のおくがきを一部に集書たる本三條西殿に有。其本にて代々講尺なり。彼本又申請令書寫所持畢。

細川幽齋をして闕疑抄卷第一にかく云はしめた本と推測されるものが、現在三條西伯爵家に傳來してゐる。縦九寸五厘、横五寸九分五厘の鳥の子胡蝶装の冊子で、その紙表紙は修復の折取付けたと思はれ、中央に題簽を貼る。筆者は、三條西公正氏の説によれば、實隆か又は公條かといふ。本文は天福本を書寫し、これに武田本、流布本を以て校合を加へ、一面十行、五十一枚、奥書は七枚に及び、先づ朱で「本云」として天福本、「一本奥書」として武田本、更に「一本奥書」と斷つて流布本の奥書をそれぞれ記載してゐる。

本書は代々講釋の際に使用する目的を以て書寫されたものであるらしく、卷頭

卷中卷末至る所多數の書入がある。今その一二を挙げると、先づ卷頭に、
漢書昭帝紀

四年甲辰春正月丁亥帝加元服 如淳曰元服謂初冠加上服也、師古曰如氏以爲
衣服之服、此說非也、元首也、冠者首之所著、故曰元服、其下汲黯傳序云上正元服、是
知謂冠爲元服

續日本後記第十二

承和九年九月辛酉壬辰朔壬午彈正尹三品阿保親王薨、親王者皇統彌照天皇
之孫、而天推國高產天皇之第一皇子也、母葛井氏焉、大同之季天皇禪國於皇太弟、
遷御平城宮、弘仁元年、太上天皇心悔而有入東之謀、親王坐此倉卒之變、出大宰員
外帥、經十餘年、至天長之初、特有恩詔、令得入京、稍歷治部、兵部卿、彈正尹、兼上野上
總等太守、親王素性謙退、才兼文武、有膂力、妙絃歌、春秋五十一而薨

次に卷中の書入は比較的少いけれど、なほかつ例へば第七十八段の上に、

三代實錄第一

天安二年十一月十四日辛未、從四位下藤原朝臣多可幾子卒、多可幾子者右大臣

從二位良相之第一女也、少有雅操、文德天皇仁壽初、選入掖庭、俄而爲女御、二年授
正五位下、四年進爵爲從四位下

卷末には證歌を多く挙げ、或は國史、日本紀、三代實錄、江家次第を引き、大和物語、源氏
物語、伊勢家集を拔出してゐるが、その一例を示せば、

萬十一 玉シケル家モ何セン八重葎ハヒタルコヤモイモトシスマバ

なにせんに玉の臺も八重むぐらはへらんやどにひとりこそねめ

定家卿 春日の、霞の衣山かせにしのおもぢすりみだれてぞゆく

新古雅經卿 たへてやるおもひありともいかがせんむぐらのやどの秋の夕
ぐれ

後撰第九 うちわたしながき心は八はしのくもでにおもふ事はたえせじ

江家次第十四 后宮出車事

上東門院大原野行啓出車廿兩、此日忠家大納言母、雖爲御乳母子、乘第十一車云
々、此日入道殿令舞、求子給、大原野行啓起五條后順子、以藤氏勸學院衆爲車副、二
條后高子以姪乘車後、在五中將書和歌與二條后、

大原也小鹽之山毛今日等己曾神代之事緒思出良目 人疑、先是若有密事歟、或云、在五中將爲嫁件后出家相構、其後爲生髮到陸奥國、向八十嶋求小野小町尸、夜宿伴嶋、終夜有聲曰、秋風之吹仁付天毛阿那目々々、後朝求之、獨體目中有野巖、微、在五中將涕泣曰、小野止波不成薄生計里、即斂葬、中將與齋宮密通、令生師尙真人、仍高家干今不參伊勢、故中宮大原野詣時、資仲卿進五條后行啓時行列圖、人疑之。

中には「私注之」「私」と朱書して擧げたものもある。例へば、

外、私、定家卿 つゝ、ゐづのゐづゝのたるひとけぬまに程なくくるゝ冬の空かな

外、私、定家卿 けふぞみる春の海への名なりけり住よしのさとすみよしの濱等がこれである。又終に近く、

享祿元十一月二日庚子、依勅定讀申、議定所、至十五段、三日、於御三間以下此所、至卅八段、八日、至六十四段、九日、至八十、十一日、至九十六、十三日、終功、奥一段不讀申と實際の禁中に於ける講筵の次第を記したのもある。又、

文明乙巳六月受宗祇法師説了

長享二(元)丁未後十一月、重聽一部之講尺了

等、他人の講義を聽問した事を記したのもある。これ等によつて、本書が三條西家に於て、代々講釋のために使用された書入本であるといふことは、幽齋の記述を待つまでもなく、何人にも想像され得るところである。

一一 稱名院筆本伊勢物語

架藏の一本、稱名院筆本伊勢物語は、縦五寸二分五厘、横三寸九分五厘の雲母引き鳥の子、胡蝶装の小冊で、本文は一面十行、第一丁表に始まり、第六十六丁裏に終る。識語勘物なけれど、本文は確かに天福本である。此の本の筆者を、稱名院三條西公條とするは、九條植通自筆の極書によるもので、これは第六十七丁表に記されてゐる。

右西三條右相府稱名院中年比之筆跡無疑者也

天正九年臘月中八日

玖山老衲(花押)

種通は親しく公條について學んだのであるから、彼の極書は信用すべきものと思はれる。

一二 傳宵柏筆本伊勢物語

架藏の傳宵柏筆本伊勢物語は、縦八寸三分、横五寸六分五厘、紺表紙、鳥の子、胡蝶装の本で、本文を一面九行に書寫し、行間に勘物を有しないが、業平以下の略歴、なぞへなく、みやびなどの釋義を載せてある。天福本奥書の次に、

本云、以京極黃門定家卿自筆兩本校合訖

以黃門筆不違一字書寫之本又同摸之者也

とあり、更にその後、に流布本奥書と、近代以狩使事爲端之本出來云々の識語を擧げ、最後に、

右兩本之奥書追書加之畢

とある。本書を宵柏筆と認め得るや否やの確證は存しない。然し架藏法橋玄津筆本の奥に附記された記事によつても、宵柏と三條西實隆との關係より推じて、

宵柏が定家自筆と稱せられた天福本を書寫して所有してゐたことは、疑ふ餘地のない事實である。

一三 傳堯惠筆本伊勢物語

本書は黒田侯爵家の所藏に係り、縦七寸三分、横五寸、薄様鳥の子、胡蝶装の一冊で、書寫年代は略室町中期と推定される。奥に天福本の勘物と流布本奥書とを記し、次に、

本云、以京極黃門定家卿自筆本書寫校合訖

とあり、更に、近代以狩使事爲端之本出來云々の識語を載せ、更に、

右兩本之奥書追書加之畢

以愚拙所持之本令書寫者也

とある。

夢老

一四 傳道永法親王筆本伊勢物語

この伊勢物語は、袋綴の一冊本で、仁和寺殿道永筆と稱せられ、前田侯爵家に所藏されてゐる。表紙にはもと題簽が附してあつたらしく、今剝落の痕跡を認め得る。卷尾、天福本の奥書の次に、

本云

以京極黃門定家卿自筆兩本校合訖

以黃門筆不違一字書寫之本又同摸之者也

とあり、その後、流布本奥書と、近代以狩使事爲端之本出來云々の奥書とを併記し、傳肖柏筆本と同系統に屬することを示す。道永法親王は、俗名高平、貞常親王(文明六年薨)の御子、後土御門院の猶子となり給ふ。薨年不詳。

この肖柏本の系統に屬する寫本にして管見に入つたものは、七海兵吉氏藏傳堺谷宗臨筆本以下二三に止まらないが、今は繁を避けて解説を省くこととする。

第三類 冷泉爲和筆本とその系統の諸本

一 冷泉爲和筆本伊勢物語

冷泉爲和筆と稱する伊勢物語古寫本の中、自筆として信を置くに足るものは、管見の及ぶ所二部を數ふるに過ぎない。即ち第一に完本としては宮内省圖書寮所藏本を推すべく、第二に補筆が多いけれど、倉野憲司氏所藏本を擧げねばならぬ。

倉野本は縦五寸二分弱、横四寸九分五厘、絹表紙、鳥の子、胡蝶装の冊子で、爲和自筆の部分三十五枚、残り五十五枚は元祿五年冷泉爲綱の補寫に係る。奥に爲和自筆を以て、

此物語以義祖京極黃門定家卿自筆本、眞名假名字之連、上下字之置所、小書滅字、落詞、落字之書入等一字無相違、手自書之、再行關行表紙、草子之寸法如彼本調之、尤可爲證本者也

正二位爲和(花押)

とあり、爲綱の識語は補筆の次第を敍してゐる。

此伊勢物語爲和卿筆也、不足之處依有之、書加爲全部也

爲和が正二位に敍せられたのは大永八年五月廿四日であるが故に、本書がそれ以後の書寫に係ることはいふまでもない。而してここに所謂京極黃門自筆本なるものは、定家自筆の天福二年奥書本の存在を二本以上想像し得ざる限り、禁裡御本、即ち後花園院より實連に賜はり、更に親元實隆へと傳來した所の本と解釋せざるを得ない。按ずるに、禁裡御本が、實隆の許より今川氏親の手に移つたのは、永正三年二月五日に實隆は内大臣を辭してゐる以後、大永六年氏親は此年六月逝去したと推定される以前の間と認められる。然らば本書は、これ等の事實よりの當然の歸結として、駿河に於て書寫されたものと言ふことが出來よう。何となれば爲和は、すでに大永の末年より都を離れて漂泊の旅を續け、その歲月の最も多くを駿河に送つたことが、公卿補任爲和卿集等により、明白なる事實と認定されるからである。

本書に見られる爲和の書風は、これを宮内省圖書寮本に比較するに、後者の枯淡に對し、重厚の趣があつて、必ずしも老筆とは考へられない。少くとも宮内省圖書寮本の書寫された天文十六年を相當遡るものと思はれる。本文としての確實さに關しては、爲和の識語より推して、略誰人の懇望にもよるものでなく、家の證本となさむがために、書寫されたらしく解釋し得られる點からして、氏元の切望によつて成立した宮内省圖書寮本を凌駕するであらうことを豫測せしめるが、事實またこの豫想を裏切らない。ただ補筆の部分が甚だ多く、その全豹を知悉することの出來ないのは遺憾である。

二 架藏一本伊勢物語

架藏の一本。これは縦五寸九分、横八寸二分、稍横に長き胡蝶装の本で、淡黄、淡青、淡紅三色の色變り鳥の子を料紙とし、墨附總て九十四枚ある。本文は一面十行に書寫し、前後に「篁園文庫」翁篁書屋の藏書印を押す。誤寫も相當多いが、倉野本の系統に屬し、爲和筆本の轉寫本である。卷末に前記爲和の識語が轉載せられてゐる。

三 冷泉爲和自筆本伊勢物語

宮内省圖書寮には、幾多の伊勢物語古寫本が藏されてゐるが、その中の白眉とも稱すべきものに本書がある。縦横共に五寸九分、楕形の胡蝶装で、題簽はない。現在の金欄の表紙は恐らくもとのものではなく、修復の際に後人の取りつけたものであらう。表紙の次、第一枚を扉紙とし、第二枚裏より鳥の子の両面に本文を書寫し、一面八行、九行十行乃至十一行にして、前記傳定家筆本並に倉野本と同様の體裁である。書風は著しく定家のそれに近似してをり、倉野本に比しては遙かに老筆と認められ、枯淡の趣を存してゐる。墨附凡て八十九枚、即ち第九十枚に於て筆を收め、奥に十三枚の白紙を残す。

筆者が歌人として、又定家流の書家として有名な冷泉爲廣の子、大納言爲和なることは、その家傳の書風及び紙質、墨色等から推され得るところであるが、奥書に、此本依氏元懇望、以九代曩祖京極黃門自筆、眞名假名一字無相違、令書寫了、件本落字之書入、滅字、行之不同、紙數外題等、迄爲同前、於本寸法者、記表紙者也、自然正本不出之時者、此本尤可爲證本而已

天文第十六天孟春下澣日

爲和(花押)

とあるのと、附屬の書翰に記する所とが、更にこの推定を確實ならしめる。書翰は二通、何れも二つ折の奉書に書かれ、その文面一は、

これは御ぞんじの御事とぞんじ候へども、御本の内に見あたり候ゆへ、申念じ候。なをまた此御本につき、もしく御ふしんの事も候はゞ、御申し下され候。何もくよろしく御さたたのみ入參らせ候かし、よろしく申入參らせ候やうに、中納言申候。めでたくかしこ。

文のやううけ給參らせ候。此ころはよほどひやゝかに成參らせ候へ共、いよく御機嫌よくならせられ候て、めで度忝ながら參らせ候。御そもじ様にも御かはりもおはしまし候はず、御つとめめで度ぞんじ參らせ候。さやうに候へば、此伊勢物語さるかたより參候由、はいけんいたし候。冷泉家爲和正筆とぞんじ候。そなたに御とめ遊ばし、一だんよろしきものとぞんじ候。ふしぎにはいけんいたし、ことにそなたに御とめあそばし候との御事、中納言にも忝ぞんじ候。本の中に御ざ候御かき付は、靈光院様宸翰にて御座候。かしこ。

谷

せんじ様えまいる人々よろしく

次は、

もし、その御所様に御入用にもなき方に成候て、さき方へ御返しこれなき内、御しらせたのみ入参らせ候。御所方の外すべなき所にはちらし置申事、きのどくにぞんじ候。事に御そもじ様まで、そと、御はなし申候事共に候。とかくよろしくたのみ入参らせ候。めで度かしこ。別にそもじ様までそと申入参らせ候。ぞんじよらず大切成ものはいけんいたし忝候。いづ方にちりあり候や、其御所様に御とめあそばし、幾久しく御祕藏おはしまし候は、爲和卿にも忝ぞんじ候半とぞんじ候。此通の御すきうつし官庫にもあらせられ候。是は故院様御くらの時分、しさいおはしまし候て、私すきうつしあげ候。そのわけはいつにても御めにかゝり候せつ、御はなし申置度候。官庫のは一枚落候所おはしまし候。御用になき御事に候へども申入置候。御はなし申置度候申事は、何もさしつかへに成候事にてはななく候ま、その御所様に何とそと、御とめ遊ばし候様にと存じ候。かしこ。

冷泉中納言

せんじ様人々よろしく

この二通の手紙は、一枚の白紙を以て包んであるが、その表面に、此伊勢物語外より先年参候時分、爲和卿正筆かと聞候。宣旨殿をもち、内々冷泉民部卿殿へたづね参らせ候に、正筆のよし申入参らせ候ゆへ、この本に文そへおかせ参らせ候。それゆへそのまゝ、そへて参らせ候。

と此の本に附屬せしめた次第を敘してゐる。

さて我々はこの書翰の中に見える冷泉中納言については、二人の人物を想定することが出来る。第一には冷泉爲経である。爲経は下冷泉左少將爲元の男、承徳三年九月廿一日に生れ、寶永元年十月十一日、齡五十一にして權中納言となり、正徳二年二月廿五日、民部卿を兼ね、享保七年十月四日、六十九歳を以て薨じた。第二には上冷泉爲綱である。爲綱は寛文四年五月廿五日、左中將爲清の子として生れ、正徳三年七月廿三日、五十歳にして權中納言に任せられ、享保七年三月六日、五十九歳で世を去つた。爲綱は爲和の裔であり、かつ倉野憲司氏所藏冷泉爲和自筆本伊勢

物語に、元祿五年補寫を加へたのも彼であるから、まことに鑑定でも依頼されさうな人物ではあるが、彼は治部卿こそ經たれ、民部卿になつたといふ記録は見えない。若し冷泉民部卿、即ち冷泉中納言とするならば、爲經をとらざるを得ない。又文中、故院様とあるのは、恐らく東山院の御事を申すのであらう。院は寶永六年十二月十七日、玉算三十五歳を以て崩御あらせられた。さればこの書翰は、爲經としても、爲綱としても、正徳三年以後享保七年以前の間に書かれたものと思ふべきである。爲和が本書を書寫した年代及び事情等に關しては、前掲の奥書によつて明かであるが、ただ氏元といふ人が何人であるか不明である。公卿補任によれば、天文十六年といふ年は、爲和は「在國」とあるから、恐らく駿河國に居たものと思はれる。群書類從卷第二百四十一に收められた爲和卿集は、

天文十六年六月廿日(但廿一日)葛山八郎氏元月次會樹陰納涼

松かげや衣をりはへ河社なみのぬれ衣かけてすゞしな

の歌をもつて終るが、この葛山八郎なるものがそれであらうか。尤も奥書の氏元といふ字は、或は氏見の如く讀まれないこともないが、なほ氏元と見るべきであらう。

う。

爲和の識語によれば、本書は極めて嚴密に、勘物・奥書・聲點の類はもとより、行數字詰見せけち補入・漢字・假名の別字體の末に至るまで、定家自筆本そのままを書寫されたことになつて居り、事實またそれに近いものがある。ただ故意か、或は偶然か、二三の誤脱が発見されるが、その箇所を同系統の倉野憲司氏藏冷泉爲和筆本・三條西伯爵家藏傳定家筆本・架藏法橋玄津筆本等の諸本に比較すれば次の通りである。

	爲和筆本(宮)	爲和筆本(倉)	傳定家筆本	玄津筆本
65	おと(こい)は女しあはねは	おとこは女しあはねは	同上	同上
69	いと心もなくて	いと心もとなくて	同上	同上
82	その木のもとにおりて	落丁	その木のもとにおりて	同上

三條西實隆が大永四年、相傳の天福本を書寫して五歳の孫女に授けた本すら、定

家自筆本そのままを傳へてはゐない。元來二條家では、伊勢物語の講義にあたり、斯道熱心の者のみに、初めて當流の説を聽かした當時であり、一般に口傳秘説を重んじ、傳統を守つた當時であつた。如何に氏元の懇望によるとはいへ、冷泉家の正系たる爲和が、原本そのままを傳へたとは考へられない。この二三の誤脱こそは、むしろ故意と見るべく、偶然と認むべからざるものである。

しかし彼の云ふ京極黃門自筆本といふものが、果して禁裡御本そのものであつたか否かは問題であるが、天福本が冷泉家に相傳した事は、記録に徴すべきものがなく、且定家自筆の天福本が二本あつたとも推定される根據がない。ただ本書は、三條西家藏傳定家筆本につぐ優秀なる天福本として擧げるに、何の躊躇もすべきでないことを附言して詳論を避けることとする。

四 大島雅太郎氏藏一本伊勢物語

この本は、大島雅太郎氏の所藏に係り、縦五寸六分五厘、横五寸五分五厘、笹獅子風風菊等の模様入の色變料紙に、金欄表紙、金泥樹木彩霞の見返を配したる絢爛たる

胡蝶装の美本である。墨附八十九枚、内片面二枚、外に白紙一枚。本書附屬の極札によれば、筆者を冷泉殿爲和卿、書繼を日野殿弘賢卿とするが疑はしい。勿論その書風たる甚だよく爲和を摸してはゐるが、比較研究の結果、これは宮内省圖書寮藏冷泉爲和筆本の轉寫なること明白であるから、極札を信用することは出来ない。書寫年代は恐らく室町末期であらう。天福二年の奥書の次に、前記圖書寮本に存する天文十六年の筆者の識語が轉載せられてゐる。

五 京都帝國大學圖書館本伊勢物語

この伊勢物語は京都帝國大學圖書館所藏の本である。裝潢は鳥の子、胡蝶装。裏見返には、とち目に近く筆者、或は所持者の姓名らしいものがあるが、磨滅してゐて判讀不可能である。本文は所々聲點を指し、一面九行に書かれ、天福本の勘物・奥書等を有し、かつ天文十六年の爲和の識語を備へてゐる。

六 宮内省圖書寮藏一本伊勢物語

本書は、縦五寸四分、横五寸六分の鳥の子胡蝶装の冊子で、墨附行數指聲まで爲和筆本を忠實に轉寫したものである。書寫年代は凡そ元祿前後であらうか。現在宮内省圖書寮の所藏に係る。例の天文十六年の識語を挙げ、爲和の花押を忠實に摸してゐる。

以上の外、右の系統の本としては、徳川中期の轉寫本と覺しき一帖が近衛公爵家に襲藏されてゐることを附言して、一先づ爲和本解説の筆を擱く。

第四類 傳來不明の諸本

一 紹巴本伊勢物語

本書は、三條西伯爵家の所藏に係り、縦五寸四分五厘、横五寸五分五厘の胡蝶装。藍表紙、鳥の子の料紙の兩面に一面十行宛に書寫し、墨附八十八枚、前後に各一枚の白紙を付す。奥書は「天福本奥書」と、別本奥書として「武田本」又別本奥書として「流布

本奥書」を載せ、更に、

此伊勢物語者、爲梅億宗由兼如法師以所持本書寫畢、一校之次誌之者也

于時天正七年季春下旬

城南紹巴判

とある。これは紹巴筆本の轉寫本と目されるが、その轉寫の時期及び紹巴の所持本なるものが、その天福本の系統たることは明瞭であるが、果して如何なる親本より出で、如何なる傳來を経て來たかに關しては明徴がない。然し天正をあまり隔たらない頃の轉寫と推測して、さしたる誤謬もあるまいと思はれる。

二 東京帝國大學國文學研究室本伊勢物語

本書は、現在東京帝國大學國文學研究室所藏。縦五寸九分、横五寸八分。表紙は市松に寶をあしらつた緞子、その中央に題簽がある。見返は金地、その上に銀の笹紅葉、水鳥の模様を忍がく。厚手鳥の子の料紙を胡蝶装に綴ち合せ、第一枚裏から第八十枚裏に至る八十枚の本文、五枚に互る天福本の勘物奥書があつて、次の紙の

裏に、

此一帖令披覽畢、尤可爲證本者也

大永四年菊月日

桑門伊成(花押)

と別筆で書いてある。伊成の識語を載せたのが大永四年九月の事であるから、本書の書寫は勿論それ以前であらねばならぬ。然しそれにしても大永を遠く遡るとも考へられない。

これと白紙一枚を隔てて、更に別の筆で、

此桑門染筆伊勢物語一帖、天福二年正月書寫とあり。其の二年の十一月改元ありて、文暦の號となりぬ。今明治三十三年に當りて、歳を經る事六百六拾六年の上代にて、本來紙質の堅固なると保存の宜しきとにて、蟲入ともならずあるこそ幸なれ。此の如く上代の文なるをもて、今時の諸本にくらぶれば、違へる處の少しくあるを見るは、後代の書は添筆などせしもの成べし。大永四年の證佐をも今をさる事三百七十餘年とはなりぬ。依りて古筆の旨を更に記しぬる也。

とあり、また天福本奥書の次に貼紙があつて、それに、

此本文以下の業平朝臣の略歴より親王暨行平卿の略歴、且亦紀有常略歴、二條后略歴、又河原左大臣融略歴、其他二歌句等の略解より天福二年正月廿日己未申刻凌桑門之盲目、連日風雪之中、遂此書寫云々之語、孰茂皆伊勢物語拾穗抄に見へて、一點相違無之。亦此本乎世に天福本と號する云々見へたれば、是を按ずるに本書も亦天福本の冊中成事疑ひ無之。況哉大永四年菊月に於て、桑門伊成の證言あれば、尙々眞本なるに依て、爰に記す也。有識者。

とあり、細長い貼紙には、

羣書類從卷第三百七物語部一ニ收ム。

として、高二位本の奥書以下が群書類從から引用されてゐる。この他に奉書の切

此伊勢物語者、京極中納言殿定家卿天福二年正月に書寫校合せさせ玉ひて、御鐘愛の孫女に爲家卿の御娘民部卿の典侍かと云々に授け給ひし本世に天福本と號す云々と、右拾穗抄に見へたれば、是に依て按ずるに、同筆に在之、同文の

本書なるが故に甚だ、
と結末の闕けた一文を書いて挿んである。

三 色川本伊勢物語

本書は現在静嘉堂文庫の所藏に係る。縦六寸七分、横四寸七分の白鼠各二色の料紙を更に大型の紙に貼り付けてある。蓋し原本の破損甚しく修理のためになされたものであらう。もとの表紙と覺しき一枚も同じく貼付されてゐて、題簽の剝落した跡に「いせ物語」と記してゐる。次の頁には「ゆくほたるくものうへまでいぬべくば秋風ふくとかりにつげこせ」の歌が六行に散し書にしてある。本文は一面九行、所々に異本との校合が試みてある。次に業平以下の略歴を書き、なぞへなくの釋義の項に至つて、

宋玉神女賦

素質幹之醜實號志解泰而體閑モトヨリ ナルニシテ ナイヒヤビカナリ

の所で切れて後がない。然し勿論もと天福本の奥書の存してゐたことは、現在の

部分から容易に推測される。本書に書落された勘物並に本文は、

39 崇子内親王、母橘船子正四上清野女、承和十五年五月十五日薨

77 文徳天皇

83 とてなむなく／＼きにける

98 業平、貞觀六年三月右少將、七年右馬頭、十九年正月左中將

右の四箇所が最も大きなものである。

四 傳二條爲重筆本伊勢物語

本書は三條西伯爵家の所藏に係る。縦四寸九分、横五寸一分、絹表紙、斐紙、胡蝶装の冊子で、第一枚裏より一面八行、一行の字詰十四字内外の割に書き始め、第百五枚表で筆を措いてゐる。極札の表面には、

二條家爲重卿 伊勢物語 一冊 印

とあり、裏は、

むかしおとこ 六半 壬辰霜 印

とあり、別に

二條家爲重卿筆 伊勢物語

代金 七枚五兩

癸巳季春下旬 古筆了音印

の書付が添へられてゐる。因みに了音は古筆第六世、了珉の第二子、享保十年六月五十二を以て歿す。癸巳とは正徳三年のことである。

筆者に擬せられた二條爲重は、姓藤原氏、後小松帝の御時、從二位權中納言に至り、和歌に於て名があつた。後圓融院の勅を奉じ、藤原爲遠の後を承けて、新後拾遺集を撰進したが、至徳二年二月十五日、五十を過ぐる僅か二歳にして、盜賊の兇刃に斃れた。本書果して爲重の筆や否やを決する明證はないが、書寫年代は南北朝末と見て恐らく大過ないであらう。

本書には識語なく、その系統傳來についての詳細を知ることには出来ないが、天福本系統の本文を傳へてゐる。

五 傳爲重筆本伊勢物語

架藏の一本。縦七寸五分、横五寸九分、雲母入り鳥の子、胡蝶装の冊子で、題簽に「伊勢物語爲重卿筆全」としてゐるが、時代はもつと下げなくてはなるまい。一面の行數九、卷末には「三代實錄云」として、元慶四年五月廿八日辛巳從四位上右近衛權中將兼美濃守在原朝臣業平卒以下の文章を引き、次に「京極黃門伊勢物語兩本奥書」と記し、「一本云」として武田本、「一本云」として流布本奥書を載せてゐるが、本文は天福本の系統に屬する。

六 小堀宗甫筆本伊勢物語

本書は内閣文庫の所藏に係り、縦五寸四分、横五寸五分、鳥の子、胡蝶装の本で、一面十行、墨附八十一枚ある。天福本奥書の次に「宗甫寫(印)」とあれば、自筆と見るべきであらう。イ本―勿論武田本をさす―との校合も二三見受けられる。

七 幸仁親王筆本伊勢物語

幸仁親王筆本伊勢物語は、宮内省圖書寮の所藏に係る。内題も外題もなき縦五寸一分、横五寸二分の六半型胡蝶装。表紙は緞子、鳥の子の両面を用ゐて、本文を片面十行に書き流し、墨附八十七枚に及ぶ。天福本奥書の次に、白紙を一枚隔てて、

元祿七年十月卅日一校了

兵部卿幸仁親王

とある。本文中所々朱筆をもつて校合が試みてあるが、これは恐らく原本に存したものを、そのまま寫し取つたものであらう。「イ」と指してゐる本は、その校異よりして武田本なる事を知る。

第三節 武田本

第一項 武田本の名稱

武田本の名稱に關して、集註は「其後一亂の時に紛失し、越前の朝倉入道宗順求出して、若狹の武田伊豆入道紹眞に是を傳たり。故に世に武田本と號す」と説明してゐる。

定家自筆に係る伊勢物語の一本に對し、武田本なる名稱を附與してゐるものは、切臨の伊勢物語集註以外に、了意の伊勢物語抒海季吟の伊勢物語拾穂抄などがあるが、要するにこの命名も、彼等の創作に係るものでなく、當時一般に通用せる名稱に過ぎないものであつたらしい。この本が闕疑抄には、愚本と呼んでゐるにもかかはらず、幽齋本、玄旨本などと呼ばれず、また舊藏者の姓により乍ら、畠山本、朝倉

本三好本等と稱せられず、ひとり武田本とのみよばれた理由は、實隆公記明應七年六月二日の條に「定家卿自筆伊勢物語武田所持本」とあり、伊語當流秘抄直解に「武田所持の定家卿自筆の本に、こゝをすりて板じきとなをせり。」とあり、更に惟清抄にも「武田所持の定家の自筆の本に、こゝをすりていたじきとなをせり。」と記されたところに由來すると解釋される。

天福本の名稱の條に於ても觸れた如く、武田本も本來の嚴密な意味に於ては、定家自筆本そのものをさすのでなければならぬが、後に至ればその系統の諸本全體に冠する名稱として使用されてゐる。

第二項 武田本の形態及び性質

天福本の形態を規定し、その性質を把握することは、直ちにそれと關聯のある武田本の形態及び性質の輪廓を模糊たるものより鮮明なるものへと導き出すことに外ならぬ。武田本が元來天福本と同じく、定家自筆と稱せられ乍ら、これと明かに辨別されるのは、次の如き四箇の條件を具備するがためである。

- 一、武田本の本文を有すること。
- 二、武田本の奥書を有すること。
- 三、武田本の勘物を有すること。
- 四、武田本の聲點を有すること。

先づ武田本と天福本との本文の差異に關する資料の代表的なものに一瞥を試むれば、先づ伊勢物語集註に於て、

行やらぬ夢路をたのむとる武田本たもとには

我をはしらすやとて 武田本にはしるやとてとあり。

九禪抄云天福の本に男みそかにとあり。去共武田本に男女みそかにとあり。

女もはたいと二字武田本になしあはしとも思へらす

たいいた武田本しきのしたに

惟清抄云天福本にはたいしきとあり。武田本には定家爰をすりて板敷となをせり。

いしのおもて〇に武田本しらきぬに

あまのいさり(〇)する武田本火
 さく花のしたにかくる、人(〇)を武田本おほみ
 か(〇)武田本のあるしなる人
 ねんころにいひちきりける(れる武田本)

三條西伯爵家藏傳定家筆本に「イ」として校合されてゐるのは、奥書より武田本なることを推定することが出来る。

5 いけとも(イ無兩本)えあはてかへりけり
 8 やつはしと(〇)はイいひける
 52 かさな(ない無此字)りちまきをこせたりける返事に
 54 行やらぬ夢地をたのむ(とるイ)たもとは
 62 おとこ我をはしらす(するイ)やとて
 年月ふれとまさりかほなき(みイ)
 64 昔おとこ(〇)女イみそかに
 69 女もはたいと(イ無)あはしともおもへらす

74 いはねふみかさなる山にあらねとも(は)へたてねとイ

81 たい(いた)しきのしたに

87 ゑう(ふイ)のすけとも

あまのいさり(〇)するイ火

わかすむかたの(にイ)あまのたく火か

90 さくら花けふこそかくもにほふとも(らめイ)

96 秋また(つ)ころをひに

さりければ(〇)このイ女のせうと

さく花のしたにかくる、人を(〇)おイほみ

されと(〇)またわかければ

か(〇)イのあるしなる人

115 おきのゐて(てイ無)みやこしま

右に列擧した天福本の本文と武田本の本文との差異は、未だ武田本の本文を規定するのに十分且満足なる規準とはなし難い。ここに於て武田本の原本に最も

近しと信せらるる寫本の比較考究によつて、更により完全なる本文が決定される必要がある。かかる目的のために、我々は少くとも次の諸本を資料として用意しなければならぬ。

第四高等學校本伊勢物語は、寶永五年の書寫に係る本であるが、その奥に、

此物がたり、幽齋主翁の室家より書寫せしむべきよしを命せらる。彼老人京極の黃門の自筆を所持せられしを、朝夕のまくらごと、せんもたやすきやうなればとて、手づからみづから一字をかへずうつされし本にてこれをかき、かの正本にしてたび／＼校合せしめおはりぬ。まことにつたなき筆の跡といふとも、證本にきてはおそくはたぐひ有べからざるにこそ。此おもむきをしるしつくべきよしありしほどに、慶長二のとしきさらぎの廿日あまりに、かさねて一筆をのこし侍るになん有りける。

也足叟(花押)

右伊勢物語者、定家卿自筆之傳寫也、今歲基庸師通文於京師、借大森好治之藏書、而欲摸贖之、雖然至夏月甚苦炎熱、雇筆於予、因茲覆摸二本、一以呈基庸師之梧右、

一以收予巾笥、而永所爲袖玉也、舊本出所之證明者、先達之遺文詳之、我復何言、于時寶永戊子六月中院執筆於東武之旅窓

生一堂人平(花押)

と記されて居り、轉寫本ではあるが、定家筆本にかなり近いものと推定して不都合ではない。これと同じく、中院通勝本の系統に屬するものに、岩瀬文庫本伊勢物語がある。その奥に、「此物がたり幽齋主翁の云々」といふ慶長二年の前記也足軒素然の識語があり、これに次いで、

寛永十九年十二月十九日

蘭臺藤判

同廿年二月十九日校合畢

此伊勢物語者、鈴木氏重規以和歌之志切、雖爲祕本、令許寫焉、速終其功、一日携之、請書外題、余攤成不違一字、不異行、以至表、稍移本書之態也、深切之志可嘉、仍□題號、又加奥書而已

藤(花押)

と記されてゐる。この兩本は字詰字體とも大體に於て一致するが、その間に次に示すが如き語句の小異がある。

	第 四 高 等 學 校 本	岩 瀬 文 庫 本
9	すゝろなるめをみることゝおもふ おほみやすん所とていませかりける	すゝろなるめをみることゝおもふに おほみやすん所とていませかりける
65	かくかたはにしてありわたるに このおとこをなかしつかはしてければ おとこ女しあはねは	かくかたはにしつゝありわたるに このおとこをはなかしつかはしてければ おとこは女しあはねは
71	内の御つかひとて	内の御つかひにて
85	まいりあつまで	まいりあつまりて
94	となむよめりけり	となむよめりける
101	よきさけありと	よきさけありときよて
111	いにしへや有もやしけむ	いにしへは有もやしけむ

阿波國文庫所藏正徹本伊勢物語は、その奥に、
依數寄、愚本奉許書寫校合者也

休止叟正徹(花押)

と正徹の識語を有するが、ここに愚本と稱するのは、恐らく冷泉爲秀相傳の定家自筆本を轉寫した本を指すのであらう。従つて此の本は轉々書寫の本とはいへ、轉寫年代も古く、系統正しき本と認めることが出来る。細川侯爵家には、幽齋自筆の伊勢物語四部を秘藏してゐられるので、そのうちには定家自筆本の摸寫本も勿論存することと思はれる。然し現在に於ては、前記三本に、宮内省圖書寮本を参照することによつて、武田本の本文をかなり純粹な形態にまで導き得るのである。よつて、今標準的な天福本本文と、標準的な武田本本文とを對比して、武田本の形態をもつと明確ならしめるやう試みてみよう。

	天 福 本	武 田 本
5	いけともえあはてかへりけり	いけともえあはてかへりけり

武田本はその完全なる形態に於ては、必ず次の奥書の存すべき事が要求される。即ち、

合多本所用捨也、可備證本、近代以狩使事爲端之本出來、末代之人今案也、更不可用之、此物語古人之說不同、或稱在中將之自書、或稱伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞華言葉而已 戸部尙書判

次に武田本の勘物が、天福本のそれと相違することは、已に傳定家筆本に於て、左大臣源融、寛平七年八月薨、七十三の傍に朱筆を以て「廿五日」と記し、又「右大將依御監右馬頭相伴歟、他本也」とあり、更に關疑抄に至れば、愚本勘物、或説云、鹽尻、寂蓮殊用此説、つば鹽といふ物あり、其尻似此山云々、或本はしりほしの其儀未通、先人之命、此説凡卑也、不可用之、心得ずとて有なん、往年有尋問人、答慥不知之由云々、愚本勘云、右大將依御監右馬頭相伴歟、等と、愚本即ち武田本の勘物を指摘してゐる。次にこれ等の勘物が、天福本と武田本によつて各相違する部分を左に列記し、比較して示すことにする。

			1	天福本	河原大臣歌也、左大臣源融、寛平七年八月薨、七十三、於在中將非幾先達如何
		9	6	武田本	古今河原大臣歌、左大臣源融、寛平七年八月廿五日薨、七十三
	14				或本はしりほしの其儀未通 或説云、鹽尻、寂蓮殊用此説、つば鹽といふ物あり、其尻似此山云々 先人之命、此説凡卑也、不可用之、心えずとて有なん 往年少々有問尋人、未知慥説由答之云々
					桑子也
16	ナシ	ナシ			紀有常、從四位下雅樂頭、經兵衛尉藏人左近將監馬助兵衛佐左少將、少納言、刑部大輔、自承和
					或本はしりほしの 或説云、鹽尻、寂蓮殊用此説、つば鹽といふ物あり、其尻似此山云々 先人之命、此説凡卑也、不可用之、心えずとて有なん 往年有尋問人、答慥不知由云々

29	貞觀十一年二月貞明親王爲皇太子、子時高子爲女御、依春宮母儀號也、去年十二月廿六日誕生、高子年廿七	至元慶、正四位下名虎男
39	淳和天皇 崇子內親王、母橘船子正四上清野女、承和十五年五月十五日薨	西院、淳和天皇 崇子內親王、承和十五年五月十五日薨
69	恬子內親王	ナシ
77	女御從四位下藤多賀幾子、右大臣良相女、嘉祥三年女御、天安二年十一月十四日卒 安祥寺、五條后順子建立寺也 常行、西三條右大臣良相一男、貞觀六年正月十六日參議、八年十二月十六日右大將、卅一	藤原多賀幾子、從四位下右大臣良相女、嘉祥三年女御、天安二年十一月十四日卒 ナシ 常行、貞觀六年正月十六日參議、八年十二月十六日右大將、卅一

78	貞觀八年三月廿三日行幸右大臣良相百花亭	ナシ	業平朝臣、貞觀七年三月任右馬頭
79	貞數親王、清和第八、母中納言行平女、延喜十三年薨、四十二	右大將依御監右馬頭相伴歟	天安卒女御、若後追善歟
81	源融、嵯峨第十二源氏、母正五位下大原金子、貞觀十四年八月廿五日任左大臣元大納言、五十一、仁和三年從一位、寬平元年轡車、七年八月薨、七十三	源融、嵯峨第十二源氏、母正五位下大原金子、貞觀十四年八月廿五日左大臣元大納言、五十一、仁和三年從一位、寬平七年薨、七十三	業平、貞觀七年三月右馬頭
83	貞觀十四年七月出家	ナシ	天安卒女御法事如何、若後追善歟
84	伊登內親王、貞觀三年九月薨	伊登內親王、桓武第八、母藤南子從二位乙叡女、貞觀三年九月薨	ナシ

97	99	101	114
昭宣公基經、貞觀十四年八月廿一日右大臣左 大將、卅七	業平、貞觀六年三月右少將、七年右馬頭、十九年 正月左中將	ナ シ	ナ シ
昭宣公、貞觀十四年八月廿五日右大臣左近大 將、卅七	業平、貞觀六年右少將、七年右馬頭、十九年四月 左中將、元慶三藏人頭	行平、貞觀十二年二月參議、五十三、左兵衛督、十 四年左衛門督、十五年從三位大宰帥、元慶元年 治部卿、六年正月、中納言、六十五、八年正三位民 部卿、仁和元按察、仁和三年四月十三日致仕、寬 平五年薨	藤原良近、貞觀十二年正月右中辨、十六年轉左 中辨 或本不可有之云々、多本載之不可止
貞觀十七年	或本不可有之云々、多本載之不可止	藤原良近、貞觀十二年右中辨、十六年左中辨	仁 和二年十二月十四日行幸芹河

ナ シ	業平朝臣、三品彈正尹、阿保親王(平城天皇御子) 五男、母伊登内親王桓武第八皇女母藤南子從 三位乙叡女 年月日任左近將監、承和十四年正月補藏人 (下略)	行平、三年四月十三日致仕、寬平十五年薨、七十 六
ナ シ	行平卿、阿保親王一男、天長三年仲平、行平守平、 業平賜姓在原朝臣(下略)	ナ シ
ナ シ	紀有常、承和十一年正月十一日右兵衛大尉(下 略)	ナ シ
ナ シ	二條后、中納言左衛門督贈太政大臣長良女(下 略)	ナ シ
ナ シ	河原左大臣融、嵯峨第十二源氏、承和五年十一	ナ シ

月廿七日正四位下元服日(下略)	
なそへなく(下略)	ナシ
みやひ(下略)	ナシ

更に聲點について見るに、武田本にはその清濁に於て、天福本のそれと若干の相違がある。今その一二の例をあげると、

	天福本	武田本
93	思ひはすへしなそへなく	おもひはすへしなそへなく
96	むくのけきこと	むくのけきこと
97	みちまかふかに	みちまかふかに

第三項 武田本の成立

すべて一つの本の成立に關する問題は、それが誰によつて、何時、何處に於て、如何なる事情の下に、如何なる本に基いて書寫されたか、換言すれば、筆者成立時期、場所、事情親本等に細分して考察するのが最も便利である。

武田本の筆者は、これを否定する有力な反證の出現しない限り、所傳の通り定家であつたと認めて差支ないであらう。而してその成立の時期に關しては、奥書に年記なく、且明月記にもこれに該當すべき記事が見えず、他に傍證も發見されず、その年月を指摘するよすがも残されてゐないが、「戸部尙書」とある點より推して、凡そ建保六年七月九日以後嘉祿三年十月廿一日以前に書寫されたものと推定される。書寫の場所は判然しないが、その目的は證本に備へんがためであつた事は、奥書によつて理解される。そして此處に言ふ多本なる本が、如何なる系統の本であつたかは、到底伺ひ知る事の出来ないことである。ただ此の奥書の所記を信用するならば、定家はこの書寫本に於て、一種の定本を完成しようといふ意圖したらしいといふことのみが感じられる。

第四項 武田本の傳來

武田本傳來の歴史を新資料に照して考察を試みる前に、一應の順序として從來の諸説を顧みる必要がある。この定家自筆本傳來の事情について説をなした最初の人は、細川幽齋である。後の學者は、殆ど無條件で彼の所説を肯定引抄して來たのである。今それ等の所説の重要なものを左に列擧する。

伊勢物語闕疑抄 抑此奥書の本は後土御門院の勅物なり。然を後奈良院の御時、能州畠山修理太夫入道福胤、稱名院殿並に萬里小路前内府御取次にて申給はる。其後一亂の時紛失、越前の朝倉入道宗順もとめ出して、若州武田伊豆入道紹真是をつたふ。其後三好修理太夫長慶是をつたへたり。彼人没後數年をへて、天正十六年仲秋の比、和泉の堺よりもとめ出して、感得所持畢。

伊勢物語集註 武田本の事は、百四代後土御門院の勅物なるを、百六代後奈良院の代に、能州畠山修理大夫入道徳胤、稱名院殿並萬里小路前内府御取次にて申給はる。其後一亂の時に紛失し、越前の朝倉入道宗順求出して、若狭の武田

伊豆入道紹真是に是を傳たり。故に世に武田本と號す。其後三好修理大夫長慶是を傳たり。彼人没後數年を経て、天正十六年仲秋、和泉の堺より求出して、細川玄旨入道所持す。定家自筆の本今世に残りしは此本のみ也。

伊勢物語抒海 此奥書の本は、往時定家卿ふかく吟味をくはへて、末代の龜鏡にそなへ、證本のために書とゞめ給へり。然るを百四代後土御門院の勅物として有けるところに、第百六代後奈良院の御世にあたりて、能州畠山修理大夫入道徳胤、稱名院殿併に萬里小路前内府の御とり次にて申給はる。其後一亂のときに紛失す。越前の朝倉入道宗順もとめ出して、若狭武田伊豆入道紹真是をつたへたり。故に世にこれを武田本と號す。其後三好修理大夫長慶これをつたへたり。彼人没後數年を経て、天正十六年仲秋の比、和泉の堺より求ひだして、細川玄旨入道是を所持せらる。定家卿自筆の本今の世に残りしは只此本のみ也。

伊勢物語抄 此奥書之本ハ、後奈良院ノ御時、能州畠山修理大夫入道徳胤、稱名院殿併萬里小路前内府御取次ニテ申給ハル。其後一亂ニテ、シテ、天正

十六年ニ玄旨法印感得云々。

さて武田本は、東京帝國大學圖書館本伊勢物語の奥書の中に、

此寫本定家卿自筆也、冷泉爲秀卿相傳之、以被家注付畢、則以彼本寫置處先年於草庵燒失、無念之間重以同本詛東六郎常緣書寫校合之也、爲後證定家卿與書判形等筆者寫置之也、於于今可爲證本歟

正徹

とあり、更に品田太吉氏藏本の奥書の一部に、(日本文學論纂に據る)

此寫本定家卿自筆也、冷泉爲秀卿相傳之、以彼本寫置處先年燒失、無念之間重以同本詛東六郎常緣書寫校合了

正徹

とあるところより、冷泉爲秀の相傳所持の本であつたと推測される。後圓融天皇の應安五年六月十一日、爲秀逝去の後、この本は如何なる經路を辿つてか後土御門院の勅物となつたらしい。而して、然を後奈良院の御時、能州畠山修理太夫入道福胤、稱名院殿併に萬里小路前内府御取次にて申給はる」といふ闕疑抄の説に對し、大津氏は、實隆公記明應七年六月二日の條、

入夜於親王御方數刻御雜談、定家卿自筆伊勢物語武田所持本披見之、殊勝物也

を引用して疑念を挿んでをられるが、この疑義は支持せらるべきものである。實隆公記の記事に信賴すれば、武田本はすでに後土御門天皇の明應七年若州武田家に移つてゐたのである。この事實よりして、明應七年より相當以前に於て、已に畠山義統に下賜されてゐたと考へざるを得ない。義統より轉じて朝倉孝景の手に入り、再轉して武田伊豆守元信の家に秘藏されるに至り、元光信豊と傳來して、それから更に三好長慶の許に移り、彼の歿後數年を経て、天正十六年仲秋細川幽齋の所有に歸したと考へる説(岩波日本文學講座伊勢物語)は大體に於て是認されるべき穩當な新説である。

次にその後の消息に就いても、玉井幸助氏並に大津氏の所説が最もすぐれたものとして肯定されるが、資料を念の爲め次に掲げて置く。

駿府政事録、慶長十九年七月の條に、

十四日、山門爲代僧五智院赴江戸、一切經仙波被遺、右一切經毛利中納言入道宗瑞獻之、今日定家卿自筆伊勢物語自幕下被進、大炊助持參、彼本與書等道春於御前讀之、右本者後土御門院御物、能登畠山入道拜領、其後轉傳三好修理太夫長慶

所持之、三好沒落以後泉州堺有之、細川幽齋玄旨求之、其後尾州下野守殿忠吉自幽齋所望、下野殿御死去之後被進幕下、申刻城内竹越山城守宅燒亡
十五日、公家衆諸士出仕、彼定家卿自筆本伊勢物語日野飛鳥井冷泉令見給、大炊助被下御暇赴江戸

好書故事卷第五十二、書籍二下(原本四)に、

慶長十九年七月十四日、臺徳公ヨリ定家自筆伊勢物語ヲ進ゼラル、駿府政事録ニ、十九年七月十四日、定家自筆伊勢物語自幕下被進、大炊助持參、彼本奥書等道春於御前讀之、右本者後土御門院御物、能登畠山入道拜領、其後轉傳三好修理大夫長慶所持也、三好沒落以後泉州堺ニ有之、細川幽齋玄旨求之、其後尾州下野守殿忠吉自幽齋所望、下野守殿御死去之後被進幕下、同十五日公家衆諸士出仕、彼定家卿自筆本伊勢物語日野飛鳥井冷泉令見給

右文故事卷之九、慶長十九年七月十四日の條に、

今日定家自筆ノ伊勢物語幕下ヨリ進ゼラル。土井大炊頭持參ス。彼本ノ奥書等道春御前ニ於テ是ヲ讀ム。按ニ右本ハモト後土御門院ノ御物ナルヲ畠

山能登入道拜領シ、其後轉傳シテ三好修理大夫長慶コレヲ所持ス。三好沒落以後泉州堺ニアリ。細川玄旨コレヲ求メ、其後尾州下野守殿忠吉幽齋ヨリ所望セラレ、下野守殿卒去後幕下ニ進ゼラル。

同十五日の條に、

十五日公家衆諸士出仕アリ。彼定家自筆ノ伊勢物語、日野唯心等ニ見セシメ給フ。

武徳編年集成、慶長十九年七月の條に、

十四日、臺徳公ヨリ、土井利勝ヲ以テ、定家卿眞跡ノ伊勢物語ヲ神君ハ御進獻アリ。道春ヲ以テ、其奥書ヲ讀セ玉ノ處ニ、此本後土御門院ノ官庫ニ在リケルヲ能州ノ畠山義統入道ニ賜リ、其後段々流傳シ、三好長慶ガ手ニ入、彼家傾廢シテ泉南堺ニ在リシヲ細川幽齋求メ得テ、尾陽忠吉朝臣ノ所望ニ依テ是ヲ附屬シ、彼逝去以後、東武ノ官庫ニ納置ルト云々。

泰平年表、慶長十九年七月十五日に、

今日定家自筆之伊勢物語幕下より進せらる。土井大炊頭持參す。彼本之奥

書等道春於御前讀之。此本は後土御門院の御持なるを、高山能登入道拜領し、其後三好修理大夫長慶是を所持、三好没後泉州堺に在、細川幽齋是を求め、其後尾州下野守殿忠吉幽齋より所望せられ、下野守殿卒去後幕府え進せらる。かく幽齋の許より、尾州忠吉の手に移り、更に家康に献上された武田本の行方は、其後杳として知るべくもないのである。

第五項 武田本の現存諸本解説

武田本系統の現存諸本は、天福本、流布本等に比較すれば其數も著しく少いが、それでも大體三類に分ち得る。即ち定家自筆本より轉寫されたる明證を存する正徹本の一類と、同じく中院通勝本の一類と、他に傳寫の經路不明の一類とである。

第一類 正徹本系統の諸本

一 正徹本伊勢物語

武田本は元來冷泉家に傳來した祕本であり、正徹も爲秀相傳のこの定家自筆本を一度は自身にて、更に後に東常縁の手を借りて書寫したことは、東京帝國大學圖書館本及び品田太吉氏藏本の奥書によつて知られる。

阿波文庫の所藏に係る正徹本伊勢物語一冊は、縦九寸一分五厘、横七寸二分餘、金泥模様入紺表紙、楮紙、袋綴の本で、表紙左肩に「伊勢物語」とせる題簽を付す。本文は一面十行、墨附凡て七十四枚。奥書は二あり、その中の一は、

寫書本云

合多本所用捨也、可備證本、近代以狩使事爲端之本出來、末代之人今案也、更不可用之、此物語古人之說不同、或稱在中將自書、或稱伊勢筆作、就彼此在書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞華言葉而已

戶部尙書

筆者寫判(花押)

今一は、架藏法橋玄津筆本の奥に存する正徹自筆の識語と同一の筆跡、同一の花押を以て、

依數寄、愚本奉許書寫校合者也

休止叟正徹(花押)

とある。本書の本文系統を検討すると、明かに武田本本文と認め得るから、ここに愚本と稱するのは、冷泉爲秀相傳の定家自筆本の轉寫本を意味すると解釋される。而して正徹は一度書寫した本を燒失し、再度同本を東常縁に誂へて書寫せしめてゐるが、この本は恐らく後者の轉寫本であらう。正徹からその所持本を書寫することを許された人、即ちこの本の本文の筆者は何人かまだ判然しない。ただ最後の奥書だけは、略正徹自筆と認めて差支ないものである。何となれば、架藏法橋玄津筆本の奥にある正徹の識語と、その書風全然同一であるからである。

次に問題となるのは、筆者寫判と記して、その下に摸寫した花押である。即ちこの花押が、三條西伯傳家藏傳定家筆本の卷末に轉載された武田本奥書に見えるそれと、果して同一か否かといふことである。若し、東常縁、三條西實隆共に原本の花押を忠實に摸し、本書の筆者亦誤寫せずとの假定の上に立ち、且原本が定家自筆に相違なかつたとするならば、花押が同一であるか否かといふことは、直ちにその原

本が同一本であるか否かといふことを決定する。しかるに阿波文庫所藏の正徹本の奥に存する筆者寫判とある花押と、三條西伯傳家所藏の傳定家筆本の卷末に轉載されたそれとは、決して同一ではないのである。従つて我々は、そこに定家自筆の武田本の存在を二種想像しなければならぬ結果となる。かかる事實が果してあり得るか、又はあり得ないか、その斷定は更に後日の研究に俟たなければならない。

次は本文に關することであるが、本書の本文が、我々のかくあるべしと規定した武田本本文と完全に一致するか否かと云ふに、甚だ相近いものはこれを認め得るとしても、なほ完璧とはいひ難く、往々不審なるものが、少からず存在してゐるのである。例へば第十四段に、

くり(一本くわ)はらのあれ(一本あね)はの松の

とあり、第百十五段に、

おきのゐて宮こしま

とある如き、果して純粹なる武田本本文なるか否か十分疑はれる餘地が存する。

とはいへ、此等は僅か二三の瑕瑾に過ぎず、書寫年代も室町中期に遡り、誤寫も少く、武田本勘物を行間に有し、武田本の形態を考察する上には、きよめて有力な資料といふべきは勿論である。又朱筆を以て冷泉流の古註を記入してゐるのも、註釋史上注意せらるべきである。

二 東京帝國大學圖書館本伊勢物語

この伊勢物語は、東京帝國大學圖書館の所藏本で、藍表紙、縦七寸九分、横五寸三分、弱の胡蝶装、黄色雲母入鳥の子に、一面九行宛本文を書寫してゐる。渡部信氏の寄贈に係るもので、その書寫年代は徳川中期頃かと推定される。武田本奥書の次に、此寫本定家卿自筆也、冷泉爲秀卿相傳之、□被家注付畢、則以彼本寫置處先年於草庵燒失、無念之間重以同本誂東六郎常縁書寫校合之也、爲後證定家卿奥書判形等筆者寫置之也、於于今可爲證本歟

正徹

此一帖雖爲祕本、杉原伊賀入道殿以御數奇有競望上者奉寫本者也、於定家卿更不出篋中云々、□本爲家卿之注寫筆畢

寶徳二年十二月九日

正徹

とある。若しこの所記を信するならば、定家自筆本は、冷泉家相傳の本であつたことを容認しなければならぬ。本書は、書寫年代も新しく、且正徹本の轉寫、または轉々寫本なるがために、誤謬も少からず存し、その本文も亦純粹なものと評し難い。しかし奥書は、品田氏藏本のそれと共に、定家本傳來史の好資料と推すに足るものである。

三 裏打本伊勢物語

本書は前田侯爵家の所藏に係る一冊である。その筆者に就いては、二説あり、一は何人の書面なるか明かでないが、本書を以て冷泉爲和卿息明融筆とし、他は高山牛庵の覺書にて、徹書記門人正詢筆といふ。今その何れを是とすべきかは、確實なる兩者の筆跡と照合せざる以上遽に斷じ難いが、前者の書面中に、

此歌書前方京都ニテ見申候。其節ハ奥ニ明融書之ト御座候。此分之文字落申候物ニテ御座候。

と記され、而して本書は實に卷尾の一枚を缺いでゐる。従つてこの書面の云ふ所に誤なしとすれば、先づ明融筆と定むべきであらうか。

本文の側に古註を書入れ、奥に題號七種の異本を説き、中將ノ伊勢ニ書テ當(與歟)ヘタルヲ伊勢ガ清書シテ、世ニヒロムル本ヲ家ノ正トス。是今ノ相傳本也」といひ、次いで業平の略歴を載せ、最後に「合多本所用捨也云々」の武田本奥書を存す。筆者は明融にしても、或は正詢にしても、共に冷泉派に屬し、爲秀に相傳せる定家自筆本系統の本を書寫するは、當然あり得ることと言はねばならない。

第二類 中院通勝筆本系統の諸本

一 第四高等學校本伊勢物語

中院通勝本は、定家自筆本を一字違へず書寫したといふ細川幽齋筆本より出づるものである。幽齋自筆本は細川侯爵家の文庫に存すると聞くが、まだ親しく調査する機會を得ない。

本書は、現に第四高等學校圖書館に藏せられ、薄青色紙表紙、楮紙、大形袋綴の本である。本文は一面八行に書寫され、墨附凡て九十二枚を有する。奥書は三種、先づ、合多本所用捨也、可備證本、近代以狩使事爲端之本出來、末代之人今案也、更不可用之、此物語古人之說不同、或稱在中將之自書、或稱伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞華言葉而已

戸部尙書判

なる武田本の奥書があり、次の紙に、

此物がたり幽齋主翁の室家より書寫せしむべきよしを命せらる。彼老人京極の黃門の自筆を所持せられしを、朝夕のまくらごととせんもたやすきやうなればとて、手づからみづから一字をかへすうつされし本にてこれをかき、かの正本にして、たび／＼校合せしめおはりぬ。まことにつたなき筆の跡といふとも、證本にをきては、おそらくはたぐひ有べからざるにこそ。此おもむきをしるしつくべきよしありしほどに、慶長二のとしきさらぎの廿日あまりに、かさねて一筆をのこし侍るになん有ける。

也足叟(花押)

と中院通勝の識語を書寫し、更に最後の紙に、この本傳寫の徑路を左の如く説明してゐる。

右伊勢物語者、定家卿自筆之傳寫也、今歲基庸師、通文於京師、借大森好治之藏書、而欲摸謄之、雖然至夏月甚苦炎熱、雇筆於予、因茲覆摸二本、一以呈基庸師之楮右、一以收予巾笥、而永所爲袖玉也、舊本出所之證明者、先達之遺文詳之、我復何言、于時寶永戊子六月中院執筆於東武之旅窓

此等によつて、本書傳寫の過程、即ち定家自筆本を一字たがへず書寫したといふ細川幽齋筆本を、中院通勝が寫して、慶長二年二月、これに跋を加へたこと、寶永五年六月、この中院通勝筆本を生一堂人平が摸寫したことが明かにされる。

かくの如く本書は、定家自筆本から直接出たものでなく、度々の轉寫を経た上、書寫年代も新しい憾があるが、しかし武田本としては、さほど歪曲されず、むしろ相當忠實に定家自筆本の面影を傳へてゐるのではないかと思はれる。何となれば奥書に示されてゐる如く、自らその傳來の事情が明白であるからである。従つて本

文行間の勘物、奥書等武田本としての純粹に近い形態をこの本に見ることが出来ると思はれる。

二 岩瀬文庫本伊勢物語

本書は、岩瀬文庫の所藏に係り、目錄にも「伊勢物語 一冊 烏丸殿祕本ニ依リテ鈴木重規寫」として載せてある本である。縦七寸八分、横五寸三分の紙表紙、胡蝶装題簽には、「いせものがたり」とあり、見返に、「よひ／＼ごとにつもるしらゆき」と書かれてゐる。藍雲形及び金泥蝶の模様を入れたきらびやかな鳥の子を綴ち合せて、墨付九十三枚、白紙三枚、第四高等學校本と同じく、合多本所用捨也(中略)戸部尙書判「此物がたり幽齋主翁の室家より(中略)也足叟判」の二つの識語があつて、その奥に更に、

寛永十九年十二月十九日

蘭臺藤判

同廿年二月十九日校合畢

次に別筆を以て、

此伊勢物語者、鈴木氏重規以和歌之志切、雖爲祕本、令許寫焉、速終其功、一日携之、請書外題、余攤成不違一字、不異行、以至表、稍移本書之態也、深切之志可嘉、仍□題號、又加奥書而已。

藤花押

とある。これによれば、中院通勝本が、寛永十九年十二月十九日書寫、同廿年二月十九日に校合を終へられ、更にその轉寫本を鈴木重規が寫したのが本書だと解釋される。鈴木重規が、若し烏丸光雄の門人で、未來記を残した天和の頃の大番の士鈴木重矩であるとすれば、最後の奥書を加へたのは光雄であらう。光雄は元祿三年、年四十四歳を以て歿した。然らば蘭臺藤といふのは誰か。恐らく、光雄の父資慶が之に擬せらるべきではなからうか。資慶は寛文九年、五十四歳にして卒したから、逆算すると寛永十九年は二十七歳である。

本書は、第四高等學校本と共に、中院通勝本の流であるから、兩者の間に一點の差異もあるまじき筈ではあるが、轉寫の中に、故意にも、偶然にも、若干の相違の生ずるは止むを得ない。兩者を比較するに、第四高等學校本に於て、「あ」「須」「り」と書け

る所を、本書に於ては、「乃」「阿」「す」「里」の如く假名の字體を異にし、又字詰についても、第二段第六段第十段等に幾分異なるものを發見するのである。

第三類 傳來不明の諸本

一 宮内省圖書寮本伊勢物語

宮内省圖書寮所藏の伊勢物語武田本は、縦七寸五分、横四寸九分、鳥の子胡蝶装の冊子で、墨附八十三枚、一面九行に書かれてゐる。室町末期頃の書寫に係り、他の諸本と同じく「合多本所用捨也云々」の奥書を載す。筆者傳來等一切不明であるが、武田本としては優秀なる内容を傳へるものと言ふべきである。

二 三條西本伊勢物語

本書は、三條西伯爵家所藏の「伊勢物語」青蓮院殿尊應准后御筆と極札ある武田本。縦五寸七分五厘、横五寸三分、赤紙題簽を中央に貼付した藍紙表紙、五葉二つ折

六くくり、一張をつけた四葉二つ折、五葉二つ折各一くくり、四葉二つ折各一くくり、以上九くくりよりなる鳥の子胡蝶装の一帖である。奥書は武田本の奥書、次の紙に「所持堯惠」とあり、最後の紙に「こ五うへまいらせ候」とある。

行間の勘物について見るに、本書には所々脱落したものがあつた。尤もこれは書落されたのか、或は他本の方が附加されたのか疑問である。

1 古今河原大臣歌、左大臣源融、寛平七年八月廿五日薨、七十三

9 或本はしりほしの其儀未通

或説云、鹽尻、寂蓮殊用此説、一本鹽といふ物あり、其尻似此山云々

先人之命、此説凡卑也、不可用之、心えすとて有なむ、往年少々、有問尋人、未知慥説由答之云々

14 東國之習、家ヲクタト云、家鶏也

萬葉云、かけのたれお

16 紀有常、從四位下雅樂頭、經兵衛尉藏人、左近將監馬助、兵衛佐、左少將、少納言、刑部大輔、自承和至元慶、正四位下名虎男

77 文徳天皇

藤原多賀幾子、從四位下右大臣良相女、嘉祥三年女御、天安二年十一月十四日卒、常行、貞觀六年正月十六日參議、八年十二月十六日右大將、卅一

天安卒女御若後追善歟

業平朝臣、貞觀七年三月任右馬頭

78 人康親王、仁明第四、四品彈正尹、貞觀元年五月入道、同十四年薨、四十二、號山

科宮

97 貞觀十七年

業平、十九年任中將不審

101 仁和三年四月十三日致仕、寛平五年薨

藤昌近、貞觀十二年右中辨、十六年左中辨

若干の小異はしばらく措くも、右の部分は本書に於て全然逸脱したものである。

三 高野本伊勢物語

本書は高野辰之博士祕藏の本である。縦七寸三分、横五寸六分の緞子表紙、鳥の子、胡蝶装の一帖で、見返に金箔を散らし、一面十行、第二張裏より筆を起して墨附七十一枚、武田本奥書の次に、

此物語受口傳後任師説古注旨注付傍事等定可僻事多者也

明應三年十月十七日書終

とあるが、誰の筆とも判然しない。

この本の特色は、第三十六段が、

むかしわすれぬるなめりと、ひことしける女のもとに

たにせはみ、ねまてはへるたまかつらたえむと人にわかおもはななくに返
し

いつはりと思物からいまさらになかまことをか我はたのみむ

となつてゐる點である。蓋しこの返歌は、普通定家本に見られぬところであつて、このために本書は、卷末に奥書の嚴として存するにも拘らず、果して武田本系統に包含せしむべきや否やの疑問を生せしむる。尤もこの疑問の奥には、武田本奥書

といふものが元來本書になく、筆者が口傳を受ける際、武田本から轉載されたのではなからうか、或はかの返歌こそ他本から取り入れられたのではなからうか。(他本と云つても定家本系統以外の本に限定する必要はない。定家本に於ても、現存天福本、武田本、流布本の他に種類が多かつたと推定される)といふ二つの臆測が横はる。又單に論理上からは、奥書返歌ともに他から取られた場合もあり得る。この事情に關しては、如何に嚴密な校合も、比較研究も、まだ何物をも明かにする事が出来ない。今は疑問を指摘して、後賢の説を待つ事とし、假りに本書を武田本の中に所屬せしめて置く。

第四節 流布本

第一項 流布本の名稱

流布本とは、ある時代に於て、他の諸本に比して、比較的廣く世間に流布通行し、又はした本を漫然と呼ぶ名稱である。定家本の中でも、特に「抑伊勢物語根源古人説々不同云々」の奥書を具へた系統の本は、室町期に入るや、かなり廣範圍に互り流布したらしい形跡があるが、この一群に流布本なる名稱を附與したのは、現存資料の示すところ、先づ細川幽齋以後のことに屬し、闕疑抄に於ては、これを單に世間流布の一本と呼んでゐる。元來、流布本は時代の推移に伴ひ、社會的環境の變遷に順應して、その内容を交代するのが普通であつて、長いすべての時代に互つて、或る特殊の一本に固定されることは稀である。即ち比較的長期に互つて、流布本の性質を

保持したか否かの問題である場合が普通である。例を伊勢物語に取るならば、定家自筆天福二年の奥書ある本(天福本といふ)が、禁裡に秘められ、一度出でて三條西家の所藏に歸するや、漸次流布本的色彩を帯び、徳川時代に至つては、前期の流布本を退けてこれに代るやうになつた。更に藤井高尙が伊勢物語新釋を著し、私意を加へて本文を改竄して世に示すや、その意味の通じ易きの故をもつて、不用意にもその本文が優秀であるかの如く解釋され、ここに新釋の本文が一般に流布するに至つた。

かく流布本は、元來普通名詞的な名稱であつて、固有名詞的なものではない。然るに、現在伊勢物語の場合に限り、流布本といへば、定家の「抑伊勢物語根源古人説々不同云々」の奥書を具備した本、即ち現在に於て流布せざる本を、特に流布本と呼んでゐるのは、一の不思議とすべきである。品田太吉氏が、この本を再校本と命名されたのも、この點に於て意義があると思はれる。然し本書にあつては、從來用ゐ來つた諸本の名稱は、これをことさらに改めない方が、かへつて我々の耳に慣れてゐて、種々の便宜があると考へられるから、伊勢物語に關する限り、流布本を定家本

の一種、即ち固有名詞として扱ひ、一般的の廣義の流布本の意味には、これと同義語の通行本といふ名稱を使用して、之にあてることとしようと思ふ。

第二項 流布本の形態及び性質

これまで天福本と武田本の形態及びその性質に關する検討を試みて來た我々は、ここに當然の順序として、流布本の形態の規定といふ、定家本の本文批評に於ける最大の困難な問題に觸れなければならない。而して流布本の本文校定が難事とされるのは、凡そ次の如き理由からである。即ち、

一、原本と目すべき定家自筆本、又は定家自筆本を嚴密な學問的態度を以て書寫したと推定せられ得る本の存しないこと。

宮内省圖書寮の所藏に係る伊勢物語抄にも、抑いせ物語の根源とある定家の自筆の本、近代失せたり」とあり、闕疑抄も、されども此本に誰人相傳して所持するとも聞えず」と記してゐることより、流布本の原本は、室町期に於て、夙に散逸して仕舞つたものと想像される。加ふるに、天福本、武田本はたとひその原本を傳へないにし

ても、それぞれ定家自筆本の嚴密なる摸寫本、例へば傳定家筆本、冷泉爲和筆本、法橋玄津筆本、第四高等學校本、岩瀬文庫本等を残してゐるにも拘らず、流布本にあつては、未だ何等それに近きものが見出されるに至らない。祖父卿の眞筆本を以て一字の相違なく書寫したと號する爲相本の系統も、果して純粹なる流布本と認められ得るか否か疑問である。又書寫年代の古きことに根據を求むれば、千葉本の如き鎌倉末期に遡り得る古寫本も存しない譯ではない。しかし千葉本を以て最も原本に近きものとなすことは、本文の校合の結果から疑はざるを得ない。

二、流布本は定家本の中に於て、最も早く一般に通行せるため、轉々傳寫の誤を多く重ねてゐること。

凡そ同系統と認定される諸本間の語句の差異は、私意を加へる場合は別として、單なる書寫の誤謬より生ずる場合もあり、或は他系統の本との接觸によつて惹起される場合もあり得る。そして、傳寫の誤に起因する誤差は、流布範圍の廣狹と、流布時間の長短に關係することが多い。流布本伊勢物語相互の語句の異同が、天福本や武田本のそれに比較して甚しく多いのも、ここにその一部の理由のあること

が、念頭におかれる必要がある。

三、相互の間に語句の差異の甚しからざる武田本との接觸が、比較的早く行はれたこと。

流布本本文混亂の一因として、この武田本との接觸の一事も見逃すことが出来ない。校合の結果によると、流布本の間、やや漠然とではあるが、二の大きな流を認める。一は千葉本七海本等の如き本と、今一は飛鳥井雅世筆本や山崎宗鑑筆本のやうに、爲相の識語を附加した本とである。前者の奥書は、純然たる流布本奥書なるに對し、後者のそれは、爲相の識語の前に、武田本奥書をも轉載してゐる。即ち山崎宗鑑筆本を引用すれば、

近代以狩使事爲端之本出來、末代之人今案也、更不可用之、此物語古人之說不同、或稱在中將之自書、或稱伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞華言葉而已

以祖父卿眞筆本不違一字書寫校合之、可備證本矣

藤爲相

右の奥書が、武田本奥書から僅かに「合多本所用捨也可備證本」なる一行を除いたものに過ぎないこと、及びこの一行の脱落の徑路については、元來内閣文庫所藏の一本に見られる如く、業平の年譜につづいて書かれてゐたものが、年譜の省略に伴して取去られたと推定する大津氏の説を妥當のものとして是認すべきである。(岩波講座日本文學伊勢物語三三—三四參照)而して爲相の識語が、もともと流布本奥書に所屬すべきものであるにしても、或は武田本奥書の次に存すべきものであるにしても、何れにしても、兩本が接觸した事實は否定出來ない。今武田本と流布本(千葉本七海本)と流布本(飛鳥井雅世筆本、山崎宗鑑筆本)との語句の異同中、その重なるものを抄出して比較する。

4	武田本	流布本(一)	流布本(二)
	人のいきかよふへき たちてみるてみれと	人のいきかよふへき 立てみるてみれと	人のゆきかよふへき たちてみるてみれと

93	89	87	85	65	63	62	47
世のことはりやありけん わ●ふ●して●思●ひ●お●き●て●お●も●ひ●思● わ●ひ●て●	年へける	わかすむ方に	みこいといたうあはれかり たまうて	こゑはおかしうてそ	いひいてむもたよりなきに	我をはしるやとて	いかでと思
世のことはりにやありけん ひ●ふ●して●思●ひ●お●き●て●お●も●ひ●わ● ひ●て●	年へける	わかすむかたの	みこいたうあはれかりたま うて	こゑはおかしうてそ	いひいてむもたよりなきに	我をはしらすやとて	いかでと思
世のことはりにやありけん わ●ふ●して●思●ひ●お●き●て●お●も●ひ●思● わ●ひ●て●	としへける	わかすむかたに	みこいといたうあはれかり たまうて	こゑはいとおかしうてそ	いひいてんたよりもなきに	我をはしるやとて	いかでと思ける

46	41	40	31	26	16	12	6	5
わすれやし給にけん	さ●る●い●や●し●き●わ●さ●し●	さこそいへまたをいやらす	よしやくきは	えゝすなりにける	世中をうしと思ひて	かくいひやりたりければ 心うつくしう	火つけむとす	いといたく心やみけり たゝにおはしける時とや
わすれやし給にけん	ま●た●さ●る●い●や●し●き●わ●さ●も●	さこそいへまたをいやらす	よしやくきはよ	えゝすなりにける	世中をうしと思ひて	かくいひやりたりければ 心うつくしう	ひをつけむとす	いといたう心やみけり たゝにおはしける時とかや
わすれやしたまひけん	さ●る●い●や●し●き●わ●さ●も●	さこそいへまたをいやらす	よしやくきはよ	えゝすなりにける	世中をうしとおもひ	かくいひやりければ 心うつくしうて	火つけむとす	いといたく心やみけり たゝにおはしける時とかや

107	98	97	96
うたはよまさりければ	おほきおほいまうちきみ	こむといふなるみちまかふ かに	秋たつころをひに みめとそいふなる
うたはえよまさりければ	おほきおと	こむといふなる道まふか に	秋まつころをひに みめといふなる
うたはよまさりければ	おほきおほいまうちきみ	こむといふなるみちまかふ かに	秋たつころをひに みめとそいふなる

勿論反對の例も多いが、概して云へば、流布本二の方が武田本に近い。

右に述べたやうな種々の障碍のために、流布本本文の規定は頗る困難な問題となつてゐる。然しその反面に、定家本の研究にあつては、已に自筆本のかくあるべき姿態にまで還元し得る天福本や、略その日の近きことを豫想せしむる武田本は、最早研究對象としての魅力を喪失し、その重要性と興味とを、漸次流布本の本文校定に譲りつつあるといふことが出来るであらう。そしてこの解決は、研究者の頭

腦といふよりも、むしろ偏に資料の出現にかかつてゐるとしなければならぬ。これは國文學研究に科學的方法を採用するかぎり、當然のことと言ふより外はないであらう。何となれば、國文學研究は理論の學問であると同時に、また事實の學問であるからである。

次に奥書について見るに、流布本は諸本によつて一二字句に相違あることは免れないとしても、大體次の如き奥書を有してゐなければならぬ。

抑伊勢物語根源、古人説々不同、或云在原中将自記云々、因茲有謙退比興之詞等、又云伊勢筆作也、或云生年十三而書之、似彼家集文體、是故號伊勢物語、以此兩說案之、更難決之、心中祕密、身上興言、他人推而難注之、以之思之、可謂其自書歟、但疑萬葉古風之中、多載撰集之歌、仁和聖日之間、粗記臨幸之儀、此等事又有不審、伊勢家集其端文體、偏以同之、是又見先達舊記、庶幾其體歟、兩不知之、加之此物語名字、非彼筆者何稱伊勢哉、或説云爲狩使下向伊勢、仍有此名、其説又難信、始則載南京春日之詞、次又注西對夜月之思、富士山之雪、武藏野之煙、凡非伊勢國事、多以爲此物語之肝心、仍兩説共有不審、古事只仰而可信、又或説後人以狩使事改爲此草子

之端爲叶伊勢物語之道理也、件本狼藉奇恠者也、伊行所爲也、不可用之

先年所書之本、爲人被借失、仍爲備證本重所校合也

戸部尙書 在判

右は現存流布本中の最古の書寫と信せられる千葉本に據つたものである。但し、千葉本には單に在判とのみ記され、戸部尙書の名は見えないが、他の多くの本には皆あるので補つて置く。

さて結論を急いで、流布本の形態を要約すれば、大體次の二條件となすことを得るであらう。換言すれば、左の二條件を満足せしむる本をもつて流布本となすことが出来るであらうと思はれる。

一、流布本の本文を有すること。

二、流布本の奥書を有すること。

最後に流布本の勘物について一瞥しよう。流布本系統の諸本の中には、勘物を記載した本(傳飛鳥井雅世筆本、山崎宗鑑筆本、傳四條隆重筆本等)と、その記載なき本(千葉本、七海本等)とがある。而して、この勘物の存否は、流布本たることの決定條件

に無關係のものである。何となればこれは流布本勘物として、天福本或は武田本のそれと對等の關係に位置せしめらるべき性質のものではなく、多少の増補は之を認め得られるにしても、とにかく何れも天福本乃至武田本勘物の轉載に過ぎないものであるからである。實例を以てすれば、前記傳飛鳥井雅世筆本及び山崎宗鑑筆本に於ては、天福本より、傳四條隆重筆本にあつては、武田本より、轉記したものであることを、我々は一見して明白に看取し得るのである。

第三項 流布本の成立

流布本の成立に關して、自家の所見を提出する前に、一應検討すべき從來の説の幾つかが存在する。まづ切臨の伊勢物語集註によれば、

根源の奥書の本は、八十六代四條院の嘉禎三年に定家の書る也。是には天福の本を改られたるといふ。冷泉家に用之也。

とあるが、この嘉禎三年成立説は、如何なる根據に依存するのであらうか。果して嘉禎三年の年記を有する本を見ての記述か、それとも單に古來の所傳を轉載した

ものか、明瞭でないが、むしろ後者がその真相ではないかと思はれる。且此の本の最後に存する「戸部尙書在判」が、嘉禎説では説明し難くなる。定家が民部卿の任にありしは、建保六年七月九日より嘉祿三年十月廿一日までの間と信せられるからである。現に嘉禎三年書寫の古今集には、桑門明静とあつて、戸部尙書とはないといふ事實がある。よつて嘉禎三年の奥書ある本、又は集註の所説を裏書するに足る有力なる傍證の出でざる限り、遽かにこの説を肯定することは出来ない。

野村八良氏は、國文學研究史に於て、明月記寛喜三年八月七日の條の伊勢物語書寫の記事を引用して、武田本・流布本の一に當るべきものと述べて居られる。然し嘉禎説に對する難點は、やはりこの寛喜説にもそのまま該當せざるを得ない。次に日本文學論纂に見える品田太吉氏の説は、精細なものではないが、それだけにまた非難を受ける點も少いわけである。氏はいふ、

其奥書私云武田本奥書のことには年號は見えねど、再校本(流布本のこと)の奥書に、先年書寫せし本は、人に貸して失はれたるよし言へるは此幽齋本(武田本のこと)の事なるべし。右兩本は天福本より前に書寫し給へりと思ふ。

要するに品田氏は、武田本が先づ書寫され、次に流布本、その後天福本が成立したと解し、集註が諸本の成立順位を、武田本・天福本・流布本となすに對して異つた意見である。その根據とされる所は、臆測するに、恐らく次の二點、

一、流布本の奥書に「先年所書之本」とあるから、これが武田本であらねばならぬこと。

二、兩本共證本に備へるために書寫されたものなること。

であらう。これは定家本を三種類に限定する現在に於ては、極めて自然な推測と言ふべきであらう。然し流布本と武田本とを比較研究するとき、勘物の有無、奥書に於ける伊勢物語作者の説等よりして、むしろ流布本が武田本に先行するものではないかと言ふ疑念を抱かざるを得ない。且武田本は、正徹の識語(東京帝國大學圖書館本品田太吉氏藏本)によれば、冷泉家相傳の本であつたか、或はそれと同系統の本であつたらしく、さすれば、人に貸して失はれたとする本に該當しないやうに考へられる。かかる見方に於ては、先年所書之本を、果して現存するや否やは不明としても、少くとも三本以外の他の一本に擬することも許されるではなからうか

と思はれる。

さてここで、流布本の成立年代に關し、從來學界に未だ報告されざる一案を提起しよう。それは彰考館文庫藏貞和二年寫本の奥に、

此物語或說後人以狩使事改爲此草子端、爲叶伊勢物語道理也、件本狼藉奇恠者也、伊行所爲也、不用之

貞應二年十月廿三日

戸部尙書

先年所書寫之本、爲人被失借、仍爲備證本重而所校合也

とあるを根據とするものである。貞應二年は定家六十二歳、勿論戸部尙書に該當する。但しこの年記を果して無條件で受諾し得るか否かは、尙考慮の餘地があると思ふが、それと同様に、むしろそれ以上に、この奥書を以て直ちに後人のさかしらなりとして一蹴すべき理論的根據は見出されない。さすれば、貞應二年成立説は、たとひ定説としての基礎は未だ薄弱なるを免れないとはいへ、ともかく成立の年月日を指定し得る一點だけでも、注意せらるべきものと思はれる。

第四項 流布本の現存諸本解説

流布本の原本たる「抑伊勢物語根源云々」の奥書を有する定家自筆本に關しては、天福武田兩本の傳來に就いて詳細な記述を試みた闕疑抄さへも、何等信すべき傳聞なき旨を斷つて居り、室町末期すでにその傳來の徑路はもとより、本の存否すら不明とされてゐたやうである。最近古典文學の研究に於ける科學的研究方法の實績は、文學的事實の問題に關心の中心を置き、それと相聯關して幾多の新資料の出現を促して來たにも拘らず、この原本の消息のみは、依然解き難き謎の一つとして残されてゐる。

定家自筆本の轉寫は、夙に鎌倉時代に於て多く行はれたらしく、其の形跡として、例へば彰考館所藏の伊勢物語鈔に、

此ほんは定家の自筆のほんを、子息光家の侍從入道成照坊かきうつしてもたれたりしを、行然房てがきの常眞房にあつらへて、祕藏してもたれたりしを、かのぎやうねん房の亭にしてかきうつしおはりぬ。尤祕藏のほん也。一字を

たがへずかきうつしおはりぬ。

とあり、ここにいふ「定家の自筆のほん」とは、「抑伊勢物語根源云々」の奥書を具へた本なることも亦推定される理由が存するのである。又千葉本が鎌倉末期の書寫に係ること、及び阿波國文庫所藏順覺本に、寛元四年・文永九年・曆應四年等の轉寫の奥書を有することなどが指摘されるであらう。

そこで、今我々に課せられた當面の問題としては、まづ流布本の現存諸本を蒐集、整理して、その間の有機的關係を求め、そこに一の暫定的な系統論を構成することである。按ふに流布本の現存諸本は、大別して二の系統を構成する。即ちその第一は、流布本奥書をのみ卷末に有する一群であり、その第二は、武田本奥書を併有し、爲相の識語を附した本の系統で、これは現存流布本系統諸本の主流をなすものである。そしてこの兩者の間には、本文中相互に若干の異同が見出される。此外に尙貞和本の如き前二者と異なる系統の本もある。今これ等の諸本について簡單なる解説を試みよう。

第一類

一 千葉本伊勢物語

本書は千葉胤明氏の祕藏に係り、縦八寸、横五寸三分の胡蝶装の冊子で、表紙は青地に花木と寶の文様とを配した緞子、題簽外題共になく、見返は金地、水邊群鳥のさまを描いてゐる。料紙は厚様斐紙、五葉二つ折二くくり、次に六葉・八葉・七葉二つ折一くくりづつ、次に六葉二つ折一くくり、次に六葉・八葉・七葉二つ折一くくりづつ、次に六葉二つ折一くくり、次に六葉二つ折二を一緒に合せ、以上七くくりを綴ちて一帖とする。紙數すべて八十三張、第一張は白紙のまま、本文は第二張から始つて、第七十九張表に終り、墨附合計九十一張、その後、白紙一紙がある。

本の奥に、

抑伊勢物語根源、古人説々不同、或云在原中將自記云々、因茲有謙退比興之詞等、

又云伊勢筆作也、或云生年十三而書之、似彼家集文體、是故號伊勢物語、以此兩說案之更難決之、心中祕密、身上興言、他人推而難注之、以之思之可謂其自書歟、但疑萬葉古風之中、多載撰集之歌、仁和聖日之間、粗記臨幸之儀、此等事又有不審、伊勢家集其端文體偏以同之、是又見先達舊記、庶幾其體歟、兩不知之、加之此物語名字非彼筆者、何稱伊勢哉

或說云爲狩使下向伊勢、仍有此名、其說又難信、始則載南京春日之詞、次又注西對夜月之思、富士山之雪、武藏野之煙、凡非伊勢國事、多以爲此物語之肝心、仍兩說共有不審、古事只仰而可信

又或說後人以狩使事改爲此草子之端、爲叶伊勢物語之道理也、件本娘籍奇恠者也、伊行所爲也、不可用之、先年所書之本、爲人被借失、仍爲備證本重所校合也

在判

と所謂流布本の奥書がある。

本書の筆者は不明であるが、書寫年代は筆跡紙質墨色その他から推して鎌倉末期は下るまいと考へられ、現存流布本系統の中に於て最古の寫本である。

二 順覺本伊勢物語

順覺本伊勢物語一冊は、阿波國文庫の所藏に係る。縦七寸八分五厘、横六寸の袋綴。表紙には朽葉色地、唐花唐草文様の金欄を用ゐ、見返は金、秋草の模様がある。用紙は薄葉斐紙九十枚、その中白紙三枚を残すを以て、本文は一面九行に書して八十三枚に互り、奥書四枚、墨附合せて八十七枚、總て一筆と認められる。

本書の奥書は、系統論上重要なものを包含してゐる。先づ流布本奥書があつて、その次に、

此本非常本の體、古本根源、殊可庶幾、仍書寫了、祕藏物也、後日可清書者也

寛元四年丙午三月廿八日勘注了

明教

相傳本爲人被借失之間、透得彼同本所書寫也、于時文永九年十二月十二日記之

定圓

とある。明教が如何なる人かは明かでないが、定圓に關して、

定圓、作者部類法印部云、右大辨光俊子、續古今三、權大僧都、續拾遺五、法印、新後撰二、續千載一、續後拾遺二、新千載一

と書いた紙片が存する。然し愚見をもつてすれば、定圓は右大辨光俊の子、三井寺法印定圓とするよりも、むしろ定家の子、山の阿闍梨定圓と解したく思ふ。かくて始めて相傳本の意味も生きて来る。定家自筆の「此物語根源」の奥書ある本は、定圓の兄侍從光家も書寫した趣が、彰考館文庫藏伊勢物語鈔に見えて居り、此の推定は極めて自然であらうと考へられる。次に紙を改めて左の奥書がある。

曆應四年十一月一日書寫了、是則依藤井殿之誂、以所持之本急速所記老筆也、眼暗而彌散々歟、顏齡七十四

西方行人順覺

更に附屬の紙片に朱筆を以て、

光嚴法皇御行脚記云、順覺と申ける僧を一人御供にて、山林斗藪の爲に立出させ給ふ。□按ずるに延文貞治の比なるべし。

とある以外に順覺に就いての詳細は知り得ない。

本書の筆者を順覺と認めるべきであるか、或は順覺自筆本の轉寫本と断定すべきであるか、これが判定の基礎となり得べき材料は遺憾ながら未だ何物をも見出すことが出来ない。然し紙質、墨色、書風等より推して、曆應當時のものか、若し然らずとしても、曆應をいたく下らざる頃の書寫に係るものなることは疑あるまい。

さて現在、定家本の流布本として取扱はれつつあるものの大部分を占める本は、爲相の識語を備へた本であるが、定家の時代に近き頃、一般に通行せる流布本の形態が如何なるものであつたかを、我々に想像せしむるものとしては、この順覺本や千葉本を挙げねばならぬ。此等の方に流布本としての純粹性が存するのではあるまいか。又この兩本に貞和本を加へて、古本系統中の傳爲相筆本傳慈鎮爲家兩筆本傳良經筆本承久本傳慈鎮筆本等との關係を考察するのは、學問上興味ある問題であらう。

要するに本書は、書寫年代も南北朝に遡り、流布本として稀なる傳寫の徑路を示す奥書を有し、誤寫も少く、系統論の資料としても、流布本の本文規定の資料としても、稀に見る重要な本と言はなければならぬ。

三 七海本伊勢物語

本書は、七海兵吉氏の所藏に係り、縦八寸六分弱、横五寸五分、胡蝶装、臺牡丹に菊をあしらつた緞子の表紙の中央に題簽を貼付し、金地の見返上下に銀切箔を散らす。料紙はかなり厚手の鳥の子、第一枚を扉紙に、第二枚裏から一面八行づつに書き出し、その筆致に於て、宮内省圖書寮所藏傳飛鳥井雅世筆本に見られる圓みと柔かさと、それ以上の落着とを示す。書寫年代も兩者略同時代か。元來九十一枚に互る本文を有してゐたと思はれるが、現在は、

第九十五段「にたいめんしておほつかなく思つめたること」より第九十六段「すこし秋風ふきたちなん時かならすあはむといへりけり」まで。

第二百十段「てのちほとへて」より第二百二十三段「むかしおとこありけり深草にすみける」まで。

の二枚の落張があるため八十九枚、奥書三枚、墨附合計九十二枚である。綴方から推せば、まだ後に二枚位の紙がついてゐたらしい。奥書は流布本のそれである。

四 松田本伊勢物語

松田福松氏所藏の伊勢物語は、縦八寸一分五厘、横五寸八分五厘、鳥の子、胡蝶装の一冊である。表紙には紺地金泥花草模様の紙を充て、中央に題簽を貼付し、見返は金で、一面八行に本文を書す。本文奥書を通じて一筆と見受けられ、墨附九十枚である。筆者は何人か不明であるが、書寫年代はほぼ室町末期の初年と臆測し得られよう。卷末に「抑伊勢物語之根源古人説不同云々」に始まる所謂流布本奥書が存在するが、普通に見られる「先年所書之本爲人被借失仍爲備證本重所校合也」のみが存在しない。然しそのために、本書が先年所書之本の系統に屬するものであるとは認められない。むしろこれだけを、故意か偶然か省略したものと考へた方が、妥當のやうに思はれる證據がある。本文は純粹とは言ひ難い。

五 甘露寺伊長筆本伊勢物語

本書は七海兵吉氏の所藏に係り、金欄表紙、鳥の子、胡蝶装の本である。縦八寸三

分五厘、横五寸四分。本文は一面九行、第一枚裏に始つて第六十九枚表に終るが、その間に、

第百十一段「いにしへはありもやしけん云々」より、第百十四段「おほたかのたかゝひにてさふらは」まで一枚

の落張を見る。現存墨附七十二枚。奥に流布本奥書と、

右依爲家傳之本深々令懇望頼黄門伊長卿之筆、書寫加一枚畢、尤可爲證本而已
享祿己丑仲冬下旬

修理大輔家勝(花押)

なる識語が存する。本書の筆者の甘露寺伊長であることは、古筆了音並に了意の極札を俟つまでもなく、右の家勝の所記により明かである。

第二類

一 傳飛鳥井雅世筆本伊勢物語

本書は宮内省圖書寮の所藏に係る。縦八寸五分、横六寸八分五厘の鳥の子、胡蝶

装にして、表紙は藍地寶模様の絹、第一枚白紙、第二枚より第七十九枚まで、一面九行に本文を書寫し、奥書勘物を合せて墨附八十五枚、次に白紙五枚を附す。然しもと墨附八十七枚を有したらしく、現在左の二枚を逸脱する。

第二十一段「忘草うふとたにきく物ならばの歌より第二十二段」とはいひけれと、その夜いにけりいにしへ」まで一枚。

第百二十段「の御もとにし」のひてもものきこえて」より第百二十三段「かゝるうたをよみけり」迄一枚。

奥書は先づ「抑伊勢物語根源古人説々不同云々」とあり、次いで「近代以狩使事爲端之本出來云々」とある。次に、

以祖父卿眞筆本不違一字書寫校合也、可備證本矣

藤爲相

とある。

本文の行間には、天福本と同様なる勘物があり、卷末にも業平・行平・有常以下の略歴と、なぞへなく、みやびなどの釋義とが載せられてゐる。

飛鳥井雅世は、參議藤原雅經の後、累世和歌を以て名あり、後權中納言正二位に至つたが、嘉吉二年剃髮して法名を祐雅といふ。嘗て勅を奉じて新續古今和歌集を撰んだ。

二 山崎宗鑑筆本伊勢物語

本書は、著者架藏の一本にして、縦八寸一分強、横五寸五分五厘、鳥の子胡蝶装の冊子である。今表紙剝脱す。第一張と第二張は白紙、第三張裏より一面九行に書し、第八十一張表にて本文を終へ、次の紙より、

抑伊勢物語根源、古人説々不同、或云在原中將自記云々、因茲有其謙退比興之詞等、又云伊勢筆作也、或云、生年十三幼書之、似彼家集文體、是故號伊勢物語、以此兩說案之、更難決之、心中祕密、身上興言、他人推而難注之、以之可謂其自記歟、但疑萬葉古風中、多載撰集之歌、仁和聖日之間、粗記臨幸之儀、此等事又不審、伊勢家集其端、文體偏以同之、是又見先達舊記、庶幾其體歟、兩不知之、加之此物語名字非彼筆者、何稱伊勢乎、或説云爲狩使下向伊勢、仍有此名字、其説又難信、始則載南京春日

之詞、次注西對夜、月之思、富士山之雪、武藏野之煙、凡非伊勢國事、多以爲此物語之肝心、仍兩説共有不審、古事只仰而可信、又或説云後人以狩使事改爲此草子之端、爲叶伊勢物語之道理也、伴本狼藉奇恠者也、伊行所爲也、不用之、

先年所書之本、爲人被借失、仍爲備證本重所校合也

戸部尙書在判

近代以狩使事爲端之本出來、末代之人今案也、更不可用之、此物語古人之説不同、或稱在中將之自書、或稱伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞華言葉而已

戸部尙書在判

以祖父卿眞筆本不違一字書寫校合之、可備證本矣

藤爲相

の奥書、これについて、業平行平紀有常二條后河原左大臣融の略歴と、なぞへなく、みやびなどの釋義、即ち天福本卷末の勘物が、紙數六枚に互つて存す。次の紙の表に別筆にて「雲岩寺寄進」とあり、裏に古筆了佐の鑑定がある。

右者山崎住人宗鑑筆蹟分明也

寛永十年六月下旬

古筆了佐(花押)

この伊勢物語の筆者が山崎宗鑑なることは、了佐の鑑定をまつまでもなく、架藏源氏物語初音の卷、永山近彰氏藏宗鑑自筆伊勢物語、松田武夫氏藏宗鑑筆金葉集新古今集及び愚問賢註と比較することによつて明白である。なほ卷末に二張の白紙を存す。本文の行間及び奥書の次の勘物は、元來流布本系統のものにはなかつたのであらうが、本書の如きは、早く天福本との接觸によつてその大部分が書入れられたと推定される。

三 京都帝國大學文學部研究室本伊勢物語

本書は、縦七寸一分五厘、横五寸一分、鳥の子、胡蝶装の冊子で、本文を一面九行に書き、その傍に多く註を記入してゐる。書寫年代は室町中期を下るまいと思はれる。奥に流布本奥書と、近代以狩使事爲端之本出來云々の奥書とを併記し、次に、
以祖父卿眞筆本不違一字書寫之
藤爲相

とある。

四 傳明融筆本伊勢物語

本書は倉野憲司氏の所藏に係る。縦六寸四分五厘、横五寸一分弱、胡蝶装。金襴表紙、題簽は表紙の中央に貼付し、見返は金銀砂子、野毛に金銀切箔を散らす。用紙は斐紙、第一枚表より一面九行に本文を書き、第八十四枚裏に至つて筆をとどめ、次に二枚にかけて、抑伊勢物語根源古人説々不同云々、近代以狩使事爲端之本出來云々、以祖父卿眞筆本不違一字書寫校合之、可備證本矣、藤爲相と、爲相本系統の奥書を載せ、次の紙の裏には、

元龜四癸酉八月六日

とあり、終に一枚の白紙を残す。

「明融 伊勢物語本 古筆了佐極札」と書いた紙の中に、

上冷泉御一門明融印

の極札が包まれて、この本の附屬として同じく桐箱の中にある。明融は御子左系

圖によれば、爲和(大納言正二位、右衛門督、民部卿、天文十七年二月出家。同十八年七十歳にて薨す)の子、爲益の兄であつて、高雲軒と號した。前田侯爵家には、明融筆と傳ふる武田本伊勢物語と源氏物語系圖とがあるが、その書風を本書に比するに、必ずしも全然同一であると言ふことも出来ない。了佐は古筆氏の祖、寛文二年正月廿八日、年八十一歳にして歿してゐる。

五 傳尊悟親王筆本伊勢物語

架藏の一本。縦七寸、横五寸三分、金欄表紙、斐紙、胡蝶装の冊子で、極札によれば、本文の筆者を梶井尊悟親王、奥書を葛岡宣慶朝臣とするが、本書は到底南北朝期に遡る書寫とは認め難く、室町中期をも稍下る頃のものと思はれる。かつ尊悟親王なれば後圓滿院に入り、延文四年に薨せられたる伏見天皇第五の皇子に在し、これを梶井殿とするは如何であらう。

本文は凡て一面八行、奥に「抑伊勢物語根源云々」と近代以狩使事云々との流布本共通の奥書と爲相の識語とを有し、墨附合せて八十七枚である。

六 一條兼良本伊勢物語

架藏の一本。鳥の子胡蝶装の冊子で、縦八寸一分、横五寸八分、濃紺地の紙表紙に、金を以て水邊に草花を畫き、見返には古色を帯びた金銀の切箔を散らす。表紙の中央に「いせ物がたり」なる題簽を貼付するも、これは後世のものであり、むしろ巻頭の白紙左上に「伊勢物語」と題字したのこそものものであらうか。紙數は凡て七十六枚、その中墨附七十四枚である。奥書は二つあつて、先づ、

此物語古人之説不同、或稱在中將之自筆、或稱伊勢之筆作、就彼此有書落事等、上古之人強不可尋其作者、只可翫詞花言葉而已

戸部尙書在判

以祖父卿眞筆本、不違一字書寫校合之、可備證本矣

藤原爲相在判

とあり、次いで、

辭上都平安城之舊居、寓南京春日之里之旅店、以閑寂之暇終書寫之訖、雖相顧惡

筆、頗可備證本者歟

應仁二年九月日

桃華老人

この次に在原氏と藤原氏の系圖を付す。

本書の筆者は、果して桃華老人、一條兼良その人であるか否か不明である。萬一兼良自筆でないとしても、彼を下ることあまり遠からざる時代の書寫に係るものなることは疑ない。

七 傳四條隆重筆本伊勢物語

本書は七海兵吉氏の所藏に係る。縦八寸四分、横六寸三分五厘の胡蝶装一冊。用紙鳥の子。第二枚表から一面十一行に書き始め、第五十八枚表第五行にて本文を終る。巻頭の扉紙に極札を貼付す。その表に、

四條殿隆重卿 伊勢物語全部一冊廻

とあり、裏に、

伊勢物語全部 四半本大ブリ一冊末四⑩

とある。書風よりすれば、文明頃のものであらう。奥書は「抑伊勢物語根源古人説々不同云々の所謂流布本奥書と、近代以狩使事爲端本出來云々の奥書とから成つてゐる。本文には所々聲點を施し、かつ行間に勘物を記入してゐるが、これらは何れも武田本系統のものである。

八 傳宗全筆本伊勢物語

本書は久原文庫の所藏本にして、縦八寸、横五寸八分、鳥の子、胡蝶装。極札によれば、本文牡丹花弟子宗全の筆、外題牡丹花筆とあるが、もとより何等の確證の存する譯ではない。流布本系統に屬する本文を、一面九行宛に書寫し、業平の略歴を載せ、奥に「抑伊勢物語根源云々」及び「近代以狩使事云々の二奥書を併記し、墨附凡て七十枚である。

九 奈良京物語

箱書に「奈良京物語」とある古寫本伊勢物語は、故太田虹村氏の許にあつたが、近年

七海兵吉氏の藏に歸した。縦七寸五厘、横五寸二分の絹表紙、見返に銀切箔を散らした胡蝶装で、料紙は薄手の鳥の子、前に白紙二枚、第三枚の裏面より一面九行に本文を寫し、墨附六十六枚、第九十六段の「秋かけていひしなからもあらなくに木の葉ふりしくえにこそありけれ」とのところで切れて他は落張である。現在くくりのとち誤りがある。第五十二枚、第五十三枚、第五十四枚、第五十五枚、第五十六枚は正しくは第六十四枚、第六十五枚、第六十六枚、第六十七枚、第六十八枚の箇所に位置すべきである。

本文の所々行間に異本との校合が施され、勘物が記入されてゐるが、何れも天福本から來たものである。按ずるに本書は、宮内省圖書寮藏傳飛鳥井雅世筆本や、架藏の山崎宗鑑筆本と同列に置かれるべきであらう。後の裏表紙見返に朱にて、伊勢九十六段未完本二十九段缺冷泉爲相卿眞蹟、鎌倉時代古寫本、山崎宗鑑書入本以上

とあるが、これは蓋し太田氏の記する所であらう。書寫年代は、恐らく室町中期を遡ること遠からざるものと思はれる。

一〇 橋本本伊勢物語

橋本進吉先生所藏本伊勢物語は、縦五寸九分五厘、横五寸七分五厘の鳥の子六十枚より成る零本である。もと胡蝶装であつたらしいが、表紙も料紙の一部も共に失つて、現在は第十四段の「夜も明はきつにはめなてきたかけのまたきに鳴てせなをやりつる」の歌より、第百十五段「この女いとかなしうてむまの□□むけをたにせんとておきのゐ□□けのませ□□」までの本文を残してゐる。但その間にも、

第九十六段「月日へにけり」より「さてやかてのちつゐにけふまでしらすよくてやあらむ」まで一枚、

第九十九段「むかし右近の馬場の」より「第百一段」左中辨ふちはらのまさちかといふをなむ」まで一枚

の落張があり、又破損のため、間々一二行を闕くところも存する。系統は校合の結果、流布本に屬すべきものなるを知る。書寫年代に關しては何等の明記なきも、そ

の紙質墨色書風等より推して、室町中期と定むべきであらうと思はれる。

一一 記室司正徹本伊勢物語

架藏正徹本伊勢物語は、縦六寸九分、横五寸六分、緞子表紙の胡蝶装で、見返は金地に銀切箔を散らし、美麗なる金泥草花模様入の鳥の子料紙の両面に、一面九行宛本文を記し、終に近く流布本奥書、業平略歴、なぞへなく、みやびの註釋、天福本奥書等を擧げ、別本奥書として武田本奥書を載せ、更に、以祖父卿眞筆本不違一字書寫校合之可備證本矣。藤爲相とある。最後の紙には、尙次の如き識語が轉寫されてゐる。

此寫本、爲秀卿以自筆不違一字書寫所持之本也、依數奇志深王而許書寫申處、可加愚筆由所望之間、端三丁半書之、朱墨之注不違相傳者也

文明十九年丁未五月十七日書寫畢

記室司正徹判

轉寫年代は近世以後であらう。この種の本は他にも一二現存するが、さして重要なものではない。

一二 豊原統秋筆本伊勢物語

架藏の一本。縦七寸九分、横五寸八分。鳥の子を料紙とする胡蝶装。金欄の表紙、朱金の題簽を貼付す。見返は金、墨附七十九枚、前後に白紙一枚宛を配し、紙數合せて八十一枚ある。

本文の終には別筆で、

此物語始終筑後守統秋染尊筆者也

(花押)

とあるが、この筆者が烏丸光廣なることは、その花押によつて明白である。本文の筆者豊原統秋は、伶人豊原信秋五代の孫で、治秋の子、吹笙に堪能で、當時樂家の泰斗であつた。法名を宗意と號し、日忠上人の門に入り、佛書に通曉してゐたといふ。また文學を好み、和歌を三條西實隆に學ぶ。大永四年八月二十日卒、年七十五。著書には體源抄がある。

奥に武田本並に流布本の奥書を載せてゐるが、これは本文と同筆にあらず、後世

の筆と見られる。

一三 卜部兼邦奥書本伊勢物語

架藏の一本。縦七寸九分、横五寸四分の鳥の子胡蝶装の本にして、一面八行に本文を書寫し、墨附凡て八十五枚ある。奥に業平の略歴及び天福本の奥書を轉載し、紙を改め、別筆とおぼしくて、

以愚木(定家卿自筆不替一字書寫)令校合了

文明十五年十月廿日

卜部朝臣兼邦

とある。この奥書によれば、本書は定家自筆本の轉寫本たる卜部兼邦所持本を以て校合せるものと稱せられ、しかもその卜部兼邦所持本なるものは、天福本の轉寫であつたことが、本文の側に見える二三の校異より推定し得られる。即ち、

- 62 我をはしる(らす)やとて
 74 かさなる山はへたてねと(にあらねとも)
 78 さるに(か)の大將

等がこれである。又所々文字を消して、天福本によつて訂正した箇所も見出される。左の例に於て、その上にあぐるは元の本文を判讀せるもの、下は訂正されたる本文を示し、附點の部分がその訂正された箇所を示すものである。

- 46 あさましくえたいめんせてーあさましくたいめんせて
 54 夢ちをたとる。袂にはー夢ちをたのむ。袂には
 62 とし月ふれとまさりかほなみーとし月ふれとまさりかほなき
 90 けふこそかくもにほふらめーけふこそかくもにほふとも

要するに本書は、元來武田本勘物を一部轉載せる流布本系統の本であつたと推定され、それが天福本系統の卜部兼邦所持本を以て訂正されたため、現在の本文は著しく天福本系統に近似するの結果を生じたと思はれる。

一四 片假名書入本伊勢物語

架藏の一本。縦六寸一分、横五寸五分、薄手鳥の子胡蝶装。第一張をそのまま表紙として、中央に「伊勢物語」と題す。本文は第二張表から一面九行に書し、墨附凡て

八十張、即ち第八十一張表をもつて終る。奥書なく、筆者も不明であるが、校合の結果、果流布本系統に所屬せしむべき本であることが分る。書寫年代は室町末期であらう。

本書の特徴は行間に夥しく書入れた註釋にある。その一二を拾へば、第一段に、

ゲンブクナリ。(うゐかうふりしての右)

チギヤウナリ。(しるよししての右)

タカマリニユクコトナリ。(かりにいにけりの右)

モツトモイツクシキ女ト云コトナリ。(いとなまめいたるをんなの右)

キャウダイ也。(はらからの右)

第二百二十四段に、

此歌マヘノコトバニモ、イカナルコトヲオモヒケルオリニカトイヒ、歌ニモイハデヅタマニトハンベレバ、トカクイハマアタルマジキ心ナリ。イハネバ萬法ニハヅレズトヤイフベカラシ。ワレトヒトシキハ我ト同心ノ心也。此歌古註ニハイロコトハリヲツケテ云也。

第二百二十五段に、

此歌古註ニキノフマデハ、ケフトオモハザリシトイヒテ、心アマリテコトバタラス歌トイヘリ。當流ニハウチマカセテ、タマキノフケフトハオモハザリシヲトイヘルナルベシ。タマソノマ、ノ儀、カヘストシカルベクコソハンベラメ。

などあるが、これ等は、大體二條流の註であらうと思はれる。

一五 飛鳥井雅俊筆本伊勢物語

架藏の一本。縦横共に五寸二分の楕形、鳥の子、胡蝶装の冊子で、表紙は朽葉色地に花模様を浮出した金欄、中央に題簽があり、見返は金砂子に銀波の文様を畫く。白紙を前後に二枚づつ置き、本文を一面十一行に書き、墨附すべて七十八枚。書寫は嚴密であるが、まれに誤寫がないわけでもない。奥に、

此一帖、以相傳之本爲法橋專存、遂書寫功畢

明應丁巳孟冬下旬

羽林藤雅俊

なる奥書がある。書寫の時代は明應か、或は下つてもあまり遠くない頃であらう。

一六 宗全奥書本伊勢物語

本書は阿波文庫の所藏にして、縦八寸九分、横六寸七分、表紙なき假綴の一冊である。第一枚の表中央に「伊勢物語宗全奥書」と記したのは、奥に存する次の識語に基づくものであらう。

此一帖依平爲春御懇志令書寫畢、但一校之間可有相違也

永正四年六月十三日

兼載同宿宰相□□

宗全

本文は一面十行に書寫されて七十三枚に互る。そのうち著しい誤寫と目せられる箇所は、第九十七段の後半「さくら花」の歌以下と、第九十八段の前半とを逸脱して、第九十七段の前半より直ちに第九十八段の「わかたのむ」の歌に續け、ために本書は百二十四段となつてゐることである。然しこれは筆者の誤謬と考へられ、系統

としては大體流布本と認むべきであらうと思ふ。また所々異本との校合を見るが、ここに「イ本」と稱するは天福本を指すものなること、その校異よりして明かである。

第三類

一 貞和本伊勢物語

彰考館文庫所藏の伊勢物語古寫本二部のうち、特に注意すべきものにこの貞和本がある。縦四寸七分、横四寸一分の胡蝶裝小本、帙入。帙の内側に「享和二年壬戌夏購得」とあり、表紙は夙に逸脱したらしく、第一枚の表に打付に「貞和二年寫本伊勢物語」と記してゐる。料紙には疎密様々に雲母を散したる鳥の子紙を用ゐてゐるが、この雲母は無論後世に於て引けるものと思惟される。四葉二つ折一括り、六葉二つ折一括り、五葉二つ折一括り、八葉二つ折二括り、即ち五括り、六十二枚を綴ち合せ、第一枚裏より筆を起し、第六十一枚裏に終る。但し最初の一括りの末尾は「むか

しむさしなる男京なる女のも」とあり、第二の括りは「昔おとこみちのくに、てなてうことなき人の女に云々」より始まるを以て、其の間に落張を認めなければならぬ。而して本書に於ては本文を前半は略十三行に、後半は十一行乃至十二行に、一行の字詰多くは十六字より十八字内外なるを以て、落張は一枚と計算される。さすれば、以前は少くともこの一枚の落張に續ける白紙一枚が、現在の第一枚の前に存したであらうと考へられる。

また定家本第二十七段の位置が、本書に於ては第二十九段に變つてゐるが、格別の異本とも考へられない。むしろ、これは誤寫と解釋すべきであらう。

この本が系統論上重要と考へられる理由は、次の奥書の存するが故である。此物語或説、後人以狩使事改爲此草子端、爲叶伊勢物語道理也、件本狼藉奇恠者也、伊行所爲也、不用之

貞應二年十月廿三日

戸部尙書

先年所書寫之本爲人被失借、仍爲備證本重而所校合也

天福二年正月廿日桑門之盲目凌、風雪中遂此書寫、爲授鐘愛之孫女也

貞和ひのへいぬ二年二月十日

藤川の尼

扱この奥書は、思ふに三部分より構成されてゐる。即ち第一は所謂流布本奥書の後半の部分であり、第二は天福本奥書の前半であり、第三は本書書寫の年記及び筆者の署名である。第一、第二は共に流布本、天福本のそれとの間に若干の語句の異同、省略を存するも、これは古寫本に於て多く見られる現象で、問題とするに足らない。問題は、果して本書に明記せる如く流布本の成立時期を貞應二年十月廿三日と決定し得べきや否やの點にある。無論貞應二年は定家の民部卿在職中にして、戸部尙書の署名に矛盾するものではないが、これを不動の定説として認容するには、今少し他に確實なる證據を必要とするのではなからうか。然し本書の貞應説を否定すべき資料も亦見出し得ない現在に於ては、とにかくこれを有力なる一説と考ふべきであることは勿論である。次に本書が果して確實に貞和二年の書寫本なるか否かに就いての確證は別に存しない。しかし紙質、書風、墨色等より推して、大體貞和か、若し貞和にあらずとしても、南北朝期を下る頃の書寫にあらざることは何人にも信じられよう。藤川の尼なる署名の主が誰であるかは、今後の調査

に俟たねばならぬ。

最後に本文について一言すれば、本書の本文を天福本流布本語句異同表に照合する時、或點に於ては天福本に近く、或點に於ては流布本に同じく、又或る場合には、例へば、

- 25 あはてこし夜そ兩本ともぬる。
 45 そこはかとなく兩本ともそのこと。
 77 とふとなりけり兩本ともなるへし。

等全く他本になき独自の本文を示してゐて、果して流布本、天福本の兩本接觸の結果、かかる本文を生ずるに至つたものと見るべきか、又天福本、武田本、流布本以外の系統の本に、前記の奥書を轉載したものと解すべきか、疑問であるが、誤寫も相當多し本であるから、今しばらく前者に解しておきたいと思ふ。

以上解説せる諸本は、定家本中比較的重要なるもののみであつて、これを現存する定家系統本の多きに比すれば、まさに九牛の一毛にすぎない。たまたま管見に入つた公開又は半公開の圖書館、及び個人の所藏本にして、前に解説した諸本以外

のものだけでも、夥しい數に上る。即ち、

宮内省圖書寮内閣文庫、彰考館文庫、神宮文庫、北野文庫、祐徳文庫、熱田文庫、住吉文庫、無窮會文庫、靜嘉堂文庫、久原文庫、阿波國文庫、岩瀬文庫、刈谷圖書館、東京帝國大學圖書館、京都帝國大學圖書館、京都帝國大學文學部研究室、東北帝國大學圖書館、九州帝國大學圖書館、慶應大學圖書館、京都府立圖書館、大阪府立圖書館、名古屋圖書館、萩圖書館、山口圖書館、鹿兒島圖書館、神戸市立圖書館、石川縣立圖書館、白峯寺本誓寺、光蓮寺、遊行寺、前田侯爵家、細川侯爵家、鍋島侯爵家、黒田伯爵家、伊達伯爵家、平瀬家、松井簡治氏、金子元臣氏、永山近彰氏、土肥慶藏氏、大島雅太郎氏、七海兵吉氏、倉野憲司氏、桂湖村氏、須田竹次郎氏、妹尾繁壽郎氏、西下經一氏、大津有一氏、松田武夫氏、由良哲次氏

等に、一部乃至數部の寫本があり、架藏また一部部を算しようとする。ここにその一々を解説することは到底許されず、又さして必要とも考へられないから、今は單にその所在を記するにとどめる。なほこの外全然未知の本が、幾百部現存するか計り知れない。すべて此等は將來出現の機會を待たねばならぬ。

第五節 古本

第一項 古本の意義

「古本」なる名稱は、必ずしも今の創案に係るものではなく、既に早く荷田春滿、賀茂真淵等によつて使ひ舊されたものである。而して伊勢物語童子問伊勢物語古意に於ては、古本を定家本以前の本、換言すれば、鎌倉時代の初頭に成立した定家本に對し、より古い成立を持てる本といふ意味に用ゐ、事實としては専ら眞名本をこれに充當したのである。然し本系統論に於ける「古本」の概念は、これに比して幾分制限せられ、且その内容に至つては、全く春滿、真淵の場合と相違して、定家本に先行する本と系統を同じくする本、及びこれと密接な關係に置かれてゐる諸本を包含する一群の寫本を指し、眞名本は全然之を除外するものである。

第二項 古本の分類

古本はこれを一面より見れば、系統上多少の差異ある雑多の諸本に附與された總括的の名稱たるの觀がないでもない。即ち現在定家本なりとして確認された本以外の系統に屬する諸本中、高二位本（普通に朱雀院塗籠本と稱す）を除き、眞名本を取去り、大島本を別に立て、その殘餘をかく命名したとする見方も、或は成り立つかも知れない。伊勢物語系統論に於ける事實上の地位より云へば、古本中の或物は、それ自身にて、定家本と對立する關係にあつた本かも知れない。或物は純然たる定家本の一類（無論天福本、武田本、流布本以外の）なることが將來論證されるかも知れない。例へば、殊に傳心敬筆と稱せられるところの承久本の如きも、その奥書は定家の所爲ではないかと臆測されるが、確かに定家と斷定し得る明證なきために、しばらく古本中に所屬せしめたのである。従つて古本なる名稱を冠せられた諸本のうちに、又幾多の分類を認めることも當然許されねばならぬ。

古本は承久本、時頼本を除いては、奥書を具備してゐないのが普通である。それ

には元來有しないもの(例へば慈鎮爲家兩筆本傳慈鎮筆本等)落張のため失つたと推定されるもの(例へば傳爲相筆本)切取られたるもの(例へば最福寺本)等種々の場合が考へられるが、この奥書を存しない爲と、傳肖柏筆本は別として一般の諸本では、各本間に語句の小異以外、著しい形態上の差異の見られない爲に、この系統の諸本を分類し規定するには、是非とも綿密に本文を比較することが必要である。さて右に述べた如き立場より古本を更に細別すれば、第一類として傳爲相筆本傳慈鎮爲家兩筆本傳良經筆本承久本傳飛鳥井榮雅書入本最福寺本等をまとめ、第二類として傳慈鎮筆本第三類傳肖柏筆本第四類時頼本等に分類するのが至當であらうと思ふ。

第三項 古本の形態及び性質

古本はそれが定家本の親本であるか、或はそれに最も近い系統の本であるか、又は定家本の種類に過ぎないか、何れであるかは不明であるが、とにかく定家本と甚だ密接な關係に置かれてゐることは疑はれないことである。そしてこの事は、古

本の全體を通じて、その形態に見られる特質に、定家本のそれと甚だ類似したものの存するであらうといふことを豫測せしめる。

事實古本は、定家本と同じく百二十五段より成り、章段の配列もこれと何等相違する所がない。和歌の數に於ては、一二の例外、即ち傳慈鎮筆本の二百八首、傳肖柏筆本の二百十首を除いては、何れも二百九首を算し、その順序も亦定家本同様である。然し一方語句の異同、假名遣の相違、勸物の差違等が存し、そこに古本の特質を看取することが出来る。それ等については、後の古本の各類の形態の條下に於て詳細に説明することとし、ここでは單に古本の奥書に關して一言を附加するに止める。

古本系統の諸本は、大體より言へば、奥書を有しないのを以て普通とする。然しこの事實が、遠き過去に迄遡り得るか否かは大いに疑問とせざるを得ない。即ち古本の中の或本は、現在こそその系統を、又は傳寫の徑路を闡明する奥書を備へてゐないとは言へ、元來は之を有してゐたのではないかといふ疑を挟む十分の餘地を残してゐるのである。例へば最福寺本の最後の一枚が半分切取られてゐる點、

傳爲相筆本の奥に落張の存する點等より、かかる想像がなされ得る。それと共に、傳慈鎮爲家兩筆本・傳良經筆本を始めとし、傳慈鎮筆本・傳飛鳥井榮雅書入本等、何れも現在奥書を有せず、又過去に存した痕跡をもとめてゐない。従つて、定家本に於ても、奥書を省略した例は幾多發見されるが、古本に於ては、勿論嚴密な意味ではないけれども、奥書の存しないことの多いといふことを、特質の一と數へても不都合ではないやうである。

前項に述べたやうに、古本は形態上更に四類に細別することが出来る。そして系統論上この四類を一例に眺めることは、歴史的事實よりして、或は不當であるかも知れない。即ちこの各類の中でも、或本、例へば承久本の如きは、定家本の一種であるかとも想像されるし、或本、例へば時頼本の如きは、定家本と對等の地位を占めるべき本であるかも知れないからである。然し今は便宜上、各類を一例に置き、これが形態を説明して行かうと思ふ。

第一類に所屬せしむべき本としては、前項にも觸れたが、傳爲相筆本・傳慈鎮爲家兩筆本・傳良經筆本・承久本・飛鳥井榮雅書入本・最福寺本がある。これ等の諸本の本

文は、比較的定家本のそれに近く、甚しい語句の異同は之を見ることが出来ないにしても、なほかつ古本としての異色ある箇所を若干存してゐる。今その主なるものを抽き、天福本と對比して左に示す。

98	49	28	10	天福本	傳爲相筆本	傳慈鎮爲家兩筆本	傳良經筆本
おほきおほいもうち	いとおかしけなりけるをみりて	いとをかしけなりけるをみりて(一本にきむをしふとて)	おほきをと	おほきおと	おほきおと	おほきおと	おほきおと
いるまのこほり	いてゝいにければ	いてゝいにければいふかひなくてをとこ	むさしのくにいるまのこほり	むさしのくにいるまのこほり	むさしのくにいるまのこほり	いてゝいにければ(は)いふかひなくておとこ	上巻缺
上巻缺	上巻缺	上巻缺	上巻缺	上巻缺	上巻缺	上巻缺	上巻缺

121	きみ	まかりいつるをみて	まかつるをみて殿上にさふらひけるおりにて	まかりいつるをみて殿上にさふらひけるおりにて
-----	----	-----------	----------------------	------------------------

98	きみ	おほきおほいまうち	おほきおとよ(おほいまうちきみ)	おほきおほいまうちきみ
49		いとおかしけなりけるをみりて	いとおかしけなりけるをみりて	いとをかしききんをしらへけるをみて
28		いてゝいにければ	いてゝいにければいふかひなくておとこ	出にければいふかひなくておとこ
10	天福本	いるまのこほり	いるまのこほり	いるまのこほり
	承久本	いてゝいにければ	いてゝいにければいふかひなくておとこ	
	傳榮雅書入本	いるまのこほり	いるまのこほり	
	最福寺本	いてゝいにければ	いてゝいにければいふかひなくておとこ	

121	まかりいつるをみて	まかりいつるをみて殿上にさふらひけるおりにて	まか(り)いつるをみて殿上にさふらひけるおりにて	まかるをみててんしやうにさふらいけるをりにて
-----	-----------	------------------------	--------------------------	------------------------

次に勘物について若干の考察を試みることにしよう。第一類の諸本にして、勘物を行間に有するものは、傳爲相筆本、傳慈鎮爲家兩筆本、承久本、傳飛鳥井榮雅書入本、最福寺本等で、その中後の二者のそれは、武田本、勘物の轉載に過ぎず、前三者は天福本、武田本のそれと、いささか相違するやうである。勿論傳爲相筆本と傳慈鎮爲家兩筆本との間に於ても、若干の出入があり、一二語句の相違する所の存すること、は否定し難い事實であるが、それは本質的な相違と認めるべきものではない。今兩本の相違する箇所を列挙すれば次の如くである。

9	傳爲相筆本	或説云、鹽尻此間破損不明、尻之體似此山、故如	或本はしりほしの、其儀未通、有種々説、或説云、鹽尻、寂蓮殊用此説、つば鹽といふ物あり
---	-------	------------------------	--

此注之由有其說
事凡卑雖不足證據此集之習懸好卑詞、頗有此
理、寂蓮用此說、仍注之
先人命云、假雖爲鹽事其事尤凡卑、不可用之者

り、其尻似山云々、往年少々有問尋人、未知憶
說由答之云々
先人之命、此說凡卑也、不可用之、心えずとて有
なむ
昭宣公基經也

29

ナシ

78

藤原多賀幾子、從四位下左大臣良相第一女、嘉
祥三年爲女御、天安二十一年十月十四日卒
常行、貞觀六年正月十六日任參議、八年十二月
十六日兼右大將、卅一、正四位下
業平、貞觀七年三月任右馬頭
天安卒去女御法事如何、若後之追善歟
天安卒之由誤歟、尤不審

藤原多賀幾子、從四位下右大將良相第一女、嘉
祥三年爲女御、天安二年十一月十四日卒
二條后爲女御、依春宮母儀號歟
貞觀十一年二月貞明親王爲皇太子、于時高子、
昭宣公基經也
天安二年由誤歟、尤不審也

而してこれらの勘物が互に同一系統であつて、現在確認されたる定家本の勘物

と、勿論全然別箇のものとは考へられないが、いささか相違することの證明ともな
るべき幾多の例の中の一、二を左に抄出する。

傳爲相筆本	傳慈孃爲家兩筆本	承久本	天福本
忠仁公良房 天安元年二月十九日 任太政大臣、五十五、同 四月十九日從一位、二 年十一月十七日攝政、 清和踐祚、外祖、五十六、 貞觀十三年四月十日 內舍人二人左右兵衛 各六人爲隨身帶伏資 人卅人年官爵并准 三宮	忠仁公良房 天安元年二月十九日 任太政大臣、五十五、同 四月十九日從一位、二 年十一月十七日攝政、 清和踐祚、外祖、五十六、 貞觀十三年四月十日 內舍人二人左右近衛 各六人爲隨身帶伏資 人卅人年官爵并准三 后	忠仁公良房 天安元二十九太政大 臣、五十五、同四月九日 從一位、二年十一月十 七日攝政、清和外祖、貞 觀十三年內舍人二人 左右近衛六人隨身帶 伏資人卅人年官爵并 准三宮	忠仁公 天安元年二月十九日 太政大臣、五十五、四月 九日從一位、二年十一 月攝政、清和外祖

第二類に見る形態上の著しい特色は、定家本及び他の古本等に比して、歌數の一

首少いことである。即ち傳慈鎮筆本第十五丁裏第二十段は、

きみかためたをれる枝は春なからかくこそ秋のもみちしにけれ
なる歌を以て終つてゐるが、他本では其の後に續けて、

とてやりたりければ返事は京にきつきてなんもてきたりける

いつのまにうつろふ色のつきぬらんきみかさとは春なかるらし(天福本)
とあるのが普通である。傳慈鎮筆本には、書寫の際の脱落と目される箇所例へば
第七段の前半の存する點より推して、この返歌を缺くことを以て、誤寫と見做す考
方も一方には成立するであらうが、なほやはりこの本の特質の一と解したく思ふ。
第三類としては傳肖柏筆本があり、その特徴は、第四十段、第四十五段、第百十七段
の三段が他の古本とかなり相違する點に存する。今その三段を天福本と對比し
て異同を示せば、

40	天福本	傳肖柏筆本
	昔わかきおとこけしうはあらぬ女を思ひけ	昔わかき男けしうはあらぬ女をおもひけり

りさかしらするおやありて思ひもそつくと
てこの女をほかへをひやらむとすきこそい
へまたをいやらす人のこなれはまた心いき
おひなかりければとむるゆきおひなし女
もいやしければすまふちからなしさるあひ
たにおもひはいやまさりにまさるにはかに
おやこの女をひうつおとこちのなみたを
なかせともとむるよしなしみていてい
ぬおとこなくよめる

いていなは誰か別のかたからんありし
にまさるけふはかなしもとよみてたえいり
にけりおやあはてにけり猶思ひてこそいひ
しかいとかくしもあらしとおもふにしんし
ちいたえいりにければまといて願たてけり
けふのいりあひ許にたえいりて又の日のい
ぬの時はかりになんからうしていきいてた
りけるむかしのわか人はさるすける物思ひ

さかしらするおやありて思もそつくとて此
女をほかへをいやらんとすきこそいへとい
またをいやらす人の子なれはまた心いきを
ひなかりければとむるいきおひなし女も
いやしければすまふちからなしさるあひた
におもひはいやまさりにまさるにはかにお
やこの女をひうつ男ちのなみたをなかせ
ともとむるよしなしみて出ていぬおとこ
なくよめる

出ていなは誰かわかれのかたからむあり
しにまさるけふはかなしも女のくしたりけ
るものにみちよりいひおこせり
いづこまでをくりはすと人とはいあか
ぬわかれのなみた川までとあるをみておと
こたえいりにけりおやあはてにけりなをお
もひてこそいひしかいとかくしもあらしと
おもふにしんしちにたえ入にければまとい

をなんしけるいまのおきなまさにしなむや

てくわんたてけりけふのいりあひはかりに
たえいりて又の日のいぬの時はかりになむ
からうしていき出たりけるむかしの若人は
さるすける物おもひをなむしけるいまのお
きなまさにしなむや

むかしおとこ有けり人のむすめのかしつく
いかてこのおとこに物いはむと思けりうち
いでむことかたくやありけむ物やみになり
てしぬへき時にかくこそ思しかといひける
をおやきつ付けてなくつけたりければ
まどひきたりけれとしにければつれと
こもりをりけり時はみな月のつこもりいと
あつきころをひに夜はあそひをりて夜ふ
けてやとすしき風ふきけりほたるたかく
とひあかるこのおとこみふせりて
ゆくほたる雲のうへまでいぬへくは秋風
ふくとかりにつけこせ

昔男有けり人のむすめのかしつくいかてこ
のおとこに物いはむとおもひけり心よはく
うちいてん事かたくやありけむものやみに
なりてしぬへき時にかくこそ思しかといひ
けるをおや聞つけてなくつけたりければ
まどひきたりけりされとしにければつれ
とこもりおけりけりさてなむよめる
暮かたき夏の日くらしなむれはそのこ
となくなみたおちけり時はみな月のつこ
もりいとあつきころほひによるにはあそひ
をりて夜ふけてやと涼しき風吹けりほたる
たかうとひあかるこの男みふせりて

く●れ●か●た●き●夏●の●ひ●く●ら●し●な●か●む●れ●は●そ●の●
こ●と●い●な●く●物●そ●か●な●し●き●
むかしみかと住吉に行幸したまひけり
我みてもひさしくなりぬ住吉のきしのひ
め松いくよへぬらんおほん神けきやうし給
て
むつましと君は白浪みつかきのひさしき
世よりいはひそめてき

ゆくほたる雲のうへまでいぬへくは秋風
ふくとかりにつけこせ
むかし太上天皇すみよしに行幸したまひけ
り
われみても久しく成ぬすみよしの岸の姫
松幾世へぬらん御神けきやうしたまひて
むつましと君はしら浪みつかきの久しき
代よりいはひそめてき

右の如きものがある。

第四類の特質の一として、時頼本が片假名本であるといふ點が先づ擧げられる
かも知れない。然し本文それ自體から言へば、片假名を以て書かれてゐるか、平假
名を以て表現されてゐるかは、必ずしも本質的な差異とは認め難いのである。

然らば時頼本を定家本に對して別系統とし、かつ古本の中に於ても特に一類を
立てるのは何に基くのであらうか。その根據として、本文に於ける語句の異同が

先づ擧げられなければならない。今試みに時頼本の本文の二三箇所と古本第一類傳爲相筆本及び定家本に屬する天福本のそれとを左に比較抄出する。

125	121	49	7	6	4	
キ、シ物ナレト	人ノマカリイツルヲミテ	昔男イモウトノイトヲカシケナルキムヲシラフトヲミヲリテ	スキニシカタノサスカニカケテ思フニハ	ケナマシ物ヲ	ソレヲホニハアラテ	時頼本
落丁	人のまかつるをみて殿上にさふらひけるおりにて	りて	さすかにかけておもふには	けなましものを	それをほいにはあらて	傳爲相筆本
かねてきゝしかと	人のまかりいつるをみて	りて	さすかにかけてたのむには	きえなましものを	それをほいにはあらて	天福本
			むかしおとこいもうとのいとおかしけなりけるをみりて	すきゆくかたの		

次にさて聲點の方面から考察するに、時頼本と定家本の別系統なることは、第一に兩本の聲點を施せる語句は多く一致しない。例へば第十四段に於ては、

14	ナカ〜ニ	あつらかにやおほえけんくはこにそひなひたりけるきつにはめなてくまかけの
	時頼本	天福本

第二に聲點の附け方に相違がある。例へば、

58	43	
ワレモタツラニ	ナカナクサトノヲチホヒロフト	ナカ〜ニ
我も田つらに	おちほひろふと	なかなくさとの
		時頼本
		天福本

97	
ミチマカフカニ	みちまかふかに
トハニナミコス	とほに浪こす

以上の外、假名遣についても亦差異が認められるが、今はこれを省略する。

第四項 古本の現存諸本解説

古本系統に属する現存諸本の数を、定家本のその多きに比すれば、まことに寥寥たるの感なきを得ない。然し一方書寫年代より見れば、現存古本の何れもが、その一二の室町期なるを除き、大部分鎌倉期より南北朝期へかけての書寫に係るものなることは、特に注意を要することである。何となれば、我々が現在眼前に見ることの出来る数は、たとひ僅少なるにせよ、嘗て多數の同系統の諸本の過去に於て存在したことを、これによつて想像し得るからである。

本項に於ては、雑多の古本を先づ四類に分ち、その箇々の體裁特質等に關する簡單なる解説を試みようと思ふ。

第一類

一 傳爲相筆本伊勢物語

傳爲相筆本伊勢物語は、七海兵吉氏の秘藏本である。縦八寸五分、横五寸二分、古色深き鳥の子胡蝶装の冊子。表紙は疾く失はれ、嘉永の頃に附せられたと推定される鳥の子紙を假の表紙となし、その假裏表紙の内側に、

右墨附六十四枚

冷泉家祖爲相卿眞蹟(初めと六枚めと)連歌師孤竹齋宗牧書補たるもの也

嘉永元戊申冬

古昔庵好齋

審定

とあつたが、最近これを除き、源氏車模様古金欄の古雅な表紙を附してある。現存紙數七十八枚、その綴ち方は二葉二つ折一、五葉二つ折四、四葉二つ折一、五葉二つ折一、四葉二つ折二、合計九折より成る。外に補寫二枚がある。これが好齋の鑑定の

如く、果して宗牧の筆か否かは疑問としても、少くとも室町中期より末期に至る間を、いたく降らざる頃の補筆に係ることは明かである。宗牧は連歌師、專碩の門人、貞徳の師であり、永祿の頃、俳諧連歌をよくして其の名を稱せられた。その補寫の部分は、

第一段「むかしをとこうゐかうふりして」より「かくいちはやきみやひをなんしける」まで一枚、

第九段「とよめりければみな人かれいゐのうへに」より「なりはしほしりのやう」まで一枚、

好齋が嘉永元年この本を見た時には、前記二枚の補寫を除いては落張がなかつたと推定される理由がある。彼は「右墨附六十四枚」と記してゐるもの、現在でさへ八十枚に及ぶこの本が、當時六十四枚とは考へられない。恐らく八十四枚の誤であらう。然しその後轉々の中に數回の落張を生じ、現在では、

第六段「つねの大納言また下らうにて」より第九段「はる／＼きぬるたひをしそ思」まで二枚、

第一百一一段「なとかくしもよむといひければ」より第一百三一段「心あやまりやしたりけむみ」まで一枚、

第二百二十三段「うたをよみけり」より第二百五段「きのふけふとはおもはざりしを」まで一枚

の四枚が見えない。因みに右の枚數の計算は如何にしてなされたかと言ふに、元來本書は、一面八行に書かれ、まゝ九行の所も混じてゐるが、大體一行の字詰は二十字前後である。今第二枚から第五枚迄の中、文字の空白なき行を検するに、四十七行あつて、一行の字數は、最少十八字、最多二十三字、その平均は一行約二十一字詰となる。この結果を規準として、右の如き枚數を推定したのである。落張の位置は、第五枚の次に二枚、第九折の前後各一枚づつである。

筆者につき古筆家の極札には、冷泉爲相とあるが、その微證たるべき何物もない。むしろ高野辰之博士藏源親行筆新古今集のそれに酷似したる書風を示す。書寫年代の鎌倉初期に遡るべきことは、本の形狀、書風、墨色、紙質、手すれ、破損の跡等によつて疑ふ餘地なく、恐らく現存勢語諸本中、本書以上に古い寫本は稀であらう。

本書について注意すべきことは、本文の傍に稀に別筆にて「イ」又は「一本」として他本との校異を示してをり、その中或は同筆かと疑はれるもの一つあることである。即ち第四十九段「むかしを」とこいもうとのいとをかしけなりけるを見をりて」の右に、

一本にきむをしふとて 可用琴説

と記したところである。又行間に勘物が加へられてゐるが、これも本文と同筆の如く見えるが、或は別筆かも知れない。それにしてもあまり遠からざる時代に記入されたものであることは疑ひない。これ等の勘物は、略定家本系統のそれではあるが、武田本勘物と比較すれば、兩者の間に多少の相違が見られる。

又本書は、假名遣に於ても、現存定家本と異なる所多く、その一二の例を示せば、

	傳	爲	相	筆	本	天	福	本
男					二〇			〇
をとこ					一五五			二
おとこ					一七五			一七九

家	いへ	五	一三
いへ	六	一四	〇
いる	三	一四	一四

註「をとこ」の總數の相違するは傳爲相筆本に落張あるによる。
右の如き結果を見るのである。

二 傳慈鎮爲家兩筆本伊勢物語

本書は、嘗て故鎌田正憲氏が須田彦九郎氏藏として考證伊勢物語詳解にその名を挙げられたもので、現在須田竹次郎氏の所有に屬し、京都恩賜博物館に寄託されてゐる。須田氏の言によれば、元伊勢のさる大名の家より出たものと言ふ。傳二條爲世筆の古今集と共に桐箱に收め、その蓋に、

- 三番 伊勢物語 慈鎮和尚二條爲家卿兩筆 一冊
- 四番 古今和歌集 二條爲世卿筆 一部

と記す。縦八寸三分、横五寸二分五厘、鳥の子胡蝶装の一冊で、表紙には薄朽葉色地

に花鳥の模様ある緞子を用ゐ、中央に題簽がある。但しこれ等はいづれも後世のものと思はれる。綴ぢ方を見るに、五葉二つ折、その中最初の一張は表紙の中に隠れ、次の一張も白紙八葉二つ折、九葉二つ折、十葉二つ折、八葉二つ折、最後の一張は裏表紙の中に隠れ、その前の一張は白紙として存す以上五折を合せ、一面九行、七十六張に互つて二條流の書風を傳へてゐる。別に古筆別家第三世了仲の極書があつて、それには、

伊勢物語一冊

端七枚のりてわたらんとするに、慈鎮和尚眞筆

みな人ものわびしくて、是より奥爲家卿芳墨共以無紛者也

金子五拾枚

元祿十六年林鐘下

古筆了仲圍

とあり、慈鎮爲家兩筆と鑑定してゐる。概して言へば、所謂古筆家の鑑定なるものには信を措き難い場合が多いが、殊に本書の如き例に於ては承服し得ないものがある。慈鎮と稱し、爲家と言ふもとより何等の明徴の存するわけではない。今本

書の筆風並に紙質等を仔細に檢すれば、本文は少くとも三人の筆になるかと推定され、紙質も亦多少相違するやうである。その中、最も顯著なる書風の相違を示すものは、最初の七枚と見られるが、之を慈鎮の筆に擬するのは當を得ない。我々は、その筆蹟紙質より推して、むしろ後の補寫と認めたいと思ふ。要するに本文の筆者は、これを明かにすることが出来ないが、少くとも爲家流の筆意を傳へてゐる點に於て、鎌倉末期を下らざる書寫と認められ、補寫の部分も亦室町初期、或はそれ以前に加へられたと考へられる。

本書の本文は、現在定家本と確認されてゐるものに比して、その間に若干の異同を有し、むしろ傳爲相筆と稱せられる古本のそれに近い。卷中みせけちにした部分が多いが、これは定家系統の本をもつて校合した結果であらう。又行間には多くの勘物が記入してあるが、それ等は天福本勘物よりもむしろ武田本のそれに、武田本勘物よりもより以上に、傳爲相筆本の勘物に類似してゐる。但し勢語の勘物そのものは、定家に關係あるものであるが、これについては別に詳説する。

次に本書の特徴として朱筆の註釋がある。これ等は古註に屬するもので、例へ

ば、

第一段 (をんなはらから)兄弟也、紀有常女二人也

第六段 (あくた河)非攝津國其所口傳

第七段 (あつまに)東山ヲ云也

第九段 (もとより)もとする人紀有常人説利貞也

(むさしの國)武藏守長良中納言也

(しもつさの國)下總守遠經左中將

第廿段 (かへりくる)みちに(八幡)ヨリ歌ヲヤル也

右の例によつて、註釋の態度並に特徴の一斑を知る事が出来よう。

三 傳良經筆本伊勢物語

本書は京都市守屋孝藏氏所藏の古鈔本で、さきに古典保存會から複製された。今複製本の卷末に附せられた橋本進吉先生の解説を左に抄録する。

(前略)縦横共に四寸九分の胡蝶装の冊子にして、薄手の斐紙八葉づつを二つ折

としたるもの三つを綴りて一帖とせり。されば、もと四十八張ありたるものなるべけれど、今は最初の一張(白紙なりしならん)脱落して、すべて四十七張あり。表紙は青色の緞子をつけ、見返しは墨流紙を用ゐ、金銀の切箔及び銀の野毛をおけり。但、此等は後世に加へたるものと見ゆ。題簽及び外題なし。第一張は白紙にして、第二張より本文あり、第四十六張裏面に至る。墨附すべて四十五張あり。その後、白紙一張を存す。

此の本は三重の箱に收めたるが、内箱は桐にて作り、古色あり。その蓋の裏面に細長き二葉の紙片を貼附せり。その中、右方にあるものは、

伊勢物語 後京極殿良經公御筆

と書し、下に「仙室」の文ある方形の黒印を捺せり。左方にあるものは、

伊勢物語 後京極良經

墨附四拾五枚(花押)

と書せり。仙室は延寶頃の人なりと云ふ。中箱は縞柿にて作り、やゝ新しく見ゆ。箱の上に金泥にて、

伊勢物語

いにしへのとりの

あとをはふみ

見れと

さらにも

あはぬ

と書せり。猶又、この本には古筆良仲の極札を添へたり。その表面には、

後京極良經公（伊勢物語一冊むかしおとこ）

仲良

とあり。「良仲」の印は黒印なり。裏面には、

癸丑五月 古筆了仲

とあり（此の印も黒印にて、やゝ斜に捺せり）。

かくの如く、この本は、後京極攝政良經（建永元年三月薨齡三十八歳）の筆と古筆家の認めたるものなるが、その當否は未だ遽に斷じ難しと雖、書風紙質等より觀ても、鎌倉時代の書寫なる事疑無く、遅くもその中期を下らざるものなるべし。

本書は伊勢物語の完本ではなく、その後半のみであるが、もと一帖であつたものの殘缺ではなく、もたらこの部分のみで一帖を成してゐたものである。その系統及び傳來は不明であるが、先づ傳爲相筆本、須田氏藏本等の如き古本系統に近きものと言ふことが出来る。

四 承久本伊勢物語

本書は、最近七海兵吉氏の所藏に歸せるものにして、縦六寸九分五厘、横四寸六分五厘の唐花唐草模様金欄表紙、厚様楮紙、胡蝶装の一冊である。見返は銀砂子、銀切箔散らし。第一枚扉紙の左肩に、連歌師心敬法師伊勢物語全部一冊印なる極札を貼付し、又別に附屬の覺書には、

覺

一、此心敬法師之伊勢物語ハ、名古屋間宮大隅殿ヨリ出候ヲ、代銀貳枚ニ買置申候。只今ハ稀成伊勢物語ニテ候間、代銀五枚程モ可仕候。爲念如此書付置候。

正徳貳年辰二月吉日

とある。かく何れも筆者を心敬とするが、心敬は文明七年四月十六日に世を去つて居り、長享二年三月の書寫に係る本書の筆者に擬するは當を得ない。さて奥書を見るに、先づ、

本云

承久三年六月二日未時書之、昨日申時書始之

本云

度々書寫之本爲人被借失之間、更以家本書高本又書之

とあり、次に、

此口傳招月庵正徹在判以御本書寫了、傳寫之間口傳假名仕皆失錯多也、不可有他見、長享貳年三月日於山門無動寺書之

といふ。前者は果して誰の識語であらうか。或は定家かとも推して考へられるが、もとより單なる臆測に過ぎず、何等の根據も傍證もない。後者に於て口傳と稱するものは、按ふに一面十行五十三枚に互つて書かれたる本文の行間に、所々朱筆

又は墨筆を以て細かく記入せる註、並に勘物のことをさすのであらう。而してその註たるや古註に屬し、その勘物たるや武田本のそれである。正徹の手を経た又は經たと推測される本にして、冷泉流の古註を記載したものは少くない。例へば阿波國文庫藏正徹本、架藏一本、前田侯爵家藏裏打本等がこれであり、東京帝國大學圖書館本の奥書もまた右の事實を證明してゐる。

五 傳飛鳥井榮雅書入本伊勢物語

架藏傳飛鳥井榮雅書入本伊勢物語は、縦八寸三分五厘、横六寸八分五厘、楮紙を裏打せる袋綴の一冊本である。古筆の極札には、本文の筆者を小倉將監實澄、書入の筆者を飛鳥井榮雅となすが、別に明徴の存するわけではない。然しその書風紙質、墨色等より推して、おほよそ室町中期の書寫と認めて差支ないであらう。本文は古本系統にして、一面十行、墨附すべて六十一枚である。行間に墨或は朱を以て多くの註を記入してゐるが、それ等の註の系統は古註に屬し、傳慈鎮爲家兩筆本、承久本、最福寺本等に存するものと同一である。又勘物をも記載してゐるが、これは武

田本のそのの轉載と目せられ、傳爲相筆本以下の勸物とはいささか異なる點を示してゐる。全體として學術的態度のもとに書寫されたものと言ふことが出来る。

六 最福寺本伊勢物語

本書は、相州三浦郡三崎町最福寺の所藏である。最近まで世に知られなかつたが、昭和七年九月廿五日、大津・松田・貝塚の諸氏と同寺を訪ねて一見することを得た。本書はもと甲州山梨郡等々力村萬福寺の什物であつたが、天保六年三月、故あつて最福寺に讓渡され、現在に及んでゐる。その間の經緯は、この本附屬の「證狀」及び「借用證」によつて知ることが出来る。

本書は縦七寸一分、横五寸二分、鳥の子、胡蝶装の一帖で、現在の表紙は修復の折附加したもののらしく、室町頃の緞子である。墨附凡て六十三張、そのうち第一張の半分と、第六十三張の大部分とが切斷されてゐるが、これは恐らく手鑑にでも取られたのであらう。殊に第六十三張には、奥書か又は識語でもあつたらうに惜しいことである。この外に筆蹟鑑定依頼のために切取られたらしいものが二張現存し

てゐるが、その中一張は軸物に仕立ててある。この本には若干の誤綴があるが、元來少くとも墨附七十三張はあつたらしく、これを天福本に比較すれば、次の部分が缺けてゐる。

第十六段「年たにもとおとてよつはへにけるを」より第十九段「おとこはある物かとも思たらず」まで凡そ一枚、

第四十二段「けりなをはたえあらさりけるなかなりければ」より第四十六段「わすれぬへき物にこそあめれといへりければよみてやる」まで凡そ二枚、

第七十八段「いふ人いまそかりけりそのみわさに」より第八十一段「たいしきのしたにはひ」まで凡そ二枚、

第九十段「といふ心はへもあるへし」より第九十八段「つかうまつるおとこなか月許にむめの」まで凡そ三枚、

但し右の枚数は、字詰からその大略を計算したものである。筆者に關しては「證狀」に、

證狀

一 伊勢物語 壹

定家卿眞蹟

武田法性院殿朱書入

右者當山傳來之一品ニ候處今般任懇望致授與之者也

天保六乙未年三月

萬福寺 攝明(花押)

相州三崎最福寺殿

とあるがこの本文は斷じて定家筆とは認められ難きものである。定家自筆の伊勢物語天福本が、今川氏より甲州武田信玄の手に移り、武田家滅亡と共に焼失したと言ふ記事は、甲陽軍鑑松蔭記、武徳編年集成野史、改正三河風土記其の他に散見する。然しこの本は決して天福本の系統に屬するものと言ふことは出來ない。外に誰人の極書とも判明しないが、

伊勢物語事

後小松院、勾當内侍正筆

信玄にては無之候

とある。本文の筆者は不明であるが、その書風は崩れてはゐるものなほ且二條流の特徴を示し、書寫年代も恐らく南北朝期を下るまいと思はれる。

本書には、卷末に十六枚に至る「いせ物がたりのこと葉の注」といふものを附加してゐる。その條項は、

ともとする人ひとりふたりしてあづまのかたへいきけりといふこゝろは
さらぬだにすぎ行のうたのこゝろは

澤のほとりの木のかげにをりゐてとは

かれゐのうゑになみだおとしてほとびにけりとは

ゆき／＼てするがの國にいたりぬとは

我いらむとする道はいとくらふほそきには

ふじの山をみれば五月のつごもりには

その山をこゝにたとへばひえの山をはたちばかりかさねあげたらむほどし
てとは

むさししもつさの中におほきなる川ありとは

わたしもりにとへばこれなむ都鳥といふをきゝてとは
ともだちどもにみちよりいひをこせけりとは
ぬす人なりければ國のかみにからめられにけりとは
くにかみにからめられにけりとは
野に火つけむとす女わびてとは
をんなわびてとは
この物がたりにむさしの國とこゝかしこにいへるは
むさしの國なるおとこ京なる女のもとへとは
むさしあふみとかきたるは
むかしおとこつくしまていきたりけりとは
みちのくにゝなんであことなき人のむすめにかよひけるとは
みよのみかどにつかへるとは
しるよしゝてかりにいにけりとは
女はらからすみけりとは

かのおとこかゝるまみてけりとは
みかほの國に八橋といふ所にもいたりぬとは
するがのくにうつ山にて行あひたりししゆぎやうしやは
なりはしほじりのやうになんありければとは
女のえうまじかりけるとは
なま心ある女とは
よ心つける女とは
東宮の女御の花の御がにとは
ぬきすをうちやりてとは
えびす心を見てとは
かざりちまきとは
ねひとつよりうしみつまでとは
あめのしたのいろこのみのうたにてはよしやあしやは
うこんのむまばのひをりのひとは

この物がたりにかりのつかゐのほんうゐかぶりのほんとして二のちがひめあり一にはかりのつかひのほんとは
うゐかぶりのほんとは

この中じやうはてんちやう二ねんに
右四十項に對する註釋である。

本文は一面十行に之を書し、所々別筆、墨を以てイ本との校合が施され、更に朱の別筆で行間に多くの註を記入してゐる。證據によれば、この註の筆者は武田信玄と言ふが疑はしい。その註釋は冷泉流で、今試みに一二を舉げると、第六段の「あなや」に對しては、

アナヤト云事、西域記曰、梁文皇詔菩提流支三藏曰、悲哉、朕逢佛教不修(ト)イヘリ。
とあり、更に「神なるさわきに」の傍に、

秦始皇ハ惡王ニテ、イカリヲナスコト如風吹塵、雲上騒動スルコト如雷破雲。

サレバ雲ノ上人ノ走散コト雨ノ足ノゴトク也ト史記ニイヘリ。

とあり、又「あしすりをして」の傍に、

文選云、子女足走其思不盡トイヘリ。
とあるが如きこれである。

第二類

一 傳慈鎮筆本伊勢物語

本書は靜嘉堂文庫の所藏に係り、從五寸一分、横四寸七分、胡蝶装の六半本である。箱の蓋裏に、

慈鎮和尚芳翰

むかしおとこ發端

終つゐにゆく

六半本全部一冊

古筆了意

山琴

と古筆第九世了意の鑑定があり、別に同人の極札も二三枚添へられてゐる。本書

の筆者を慈鎮とせるは、恐らくこの了意の鑑定によるもので、勿論確實なる根拠があるわけではない。紙質・墨色・書風其他より見ても、決して慈鎮の頃の書寫とは認められず、鎌倉末期のものとして推定するのを妥當となすべきである。

本書には奥書なく、第一張白紙、第二張裏より第七十張裏まで、一面十一行に本文を記し、墨附六十九枚後にまた一張の白紙を附す。その本文は定家本系統の諸本に比して互に小異があるが、章段の配列は全く同一である。誤寫と認められるものの中、特に著しいものを挙げれば、第七張表第一行より第四行にかけて、

しける時とや

いと、しくすきゆく方の戀しきにうらやましくもかへるなみかなとなん
よめりける

とあるが、これは按ふに第七段の始の部分、即ち、

むかしおとこありけり京にありわひてあつまにいきけるにいせおはりのあ
はひのうみつらをゆく浪のいとしろくたつをみて(天福本)

右の箇所が、第一行と第二行との間に於て脱落せるものであらう。又第廿段の返

歌を缺くことは、古本の形態及び性質の項に於て述べたから、ここでは省略する。奥に識語なく、署名なく、従つて傳寫の徑路は全く不明である。

第三類

一 傳宵柏筆本伊勢物語

本書は、縦九寸、横六寸五分、袋綴の一冊で、宮内省圖書寮の所藏に係る。本文の頭脚並に左右の空白に多く註釋を記入して居り、それが如何なる註であるかは、

此注宗祇之説を宵柏の聞書せられし也、祇直道と覺侍者也、可仰可信云々。

なる奥書によつて明かにされてゐる。即ち宵聞抄の一種である。本書の筆者を以て牡丹花宵柏となすものは、恐らくこの奥書の所記に基くのであらう。然しこれは註釋に關すること、本文が果して宵柏の筆なるか否かを決定し得るものではない。とまれその書寫年代を室町末期と認めることだけは不當とされないと思はれる。

第四類

一 時頼本伊勢物語

本書は、相州足柄上郡金田村字金子、最明寺の所藏に係る。嘗て屋代弘賢の参考伊勢物語に引かれ、又昭和六年十月には、古典保存會から玻璃版によつて複製された。最明寺略誌には、寺寶としてこれを擧げてある。縦三寸三分、横三寸九分五厘。薄手斐紙、胡蝶装の小冊子である。表紙は桐の大きな紋を織出した茶色綾織の絹で、その中央に伊勢物語と誌した題簽を置く。見返は金地に銀の切箔を散らす。表紙と共に後世のものではあるが、なほかつ已に幾多の星霜を経たことを物語る。綴ぢ方を仔細に調査すると、現在は八葉二つ折、但しその最初の一葉は表紙の中に隠れる、十葉二つ折に一張をつけ、次にまた十葉二つ折に一張をさしこみ、その後六葉二つ折、但し最後の一葉は裏表紙の中に隠れ、その前の白紙一葉は後世の挿入で、明かに紙質を異にする、以上四括りで一帖をなす。但し第三十六張、ムカシハカ

ナクテ……ツ、キツ、キツ、ニカケシマロカタケは、綴違ひにして正しくは第十
五張の次に位置すべきものである。然し元來、九葉二つ折、十葉二つ折(二括り)、七葉
二つ折から成つてゐたものらしく、今もその痕跡を留む。

本文は、第一張表から一面十二行、間々十一行乃至十三行に片假名を以て、稀に漢
字を交へて書き初め、墨筆で或は本文の誤脱を訂正し、假名遣を改め、朱を用ゐて聲
點を附し、他本との校合を書入れてゐる。その校異には、「定」又は「定本」と記したもの
最も多く、「イ」或は「イ本」とあるもの、出所を註しないものも稀にある。かくて第六十
七張裏に至つて筆を擱く。卷末に本文と同筆にて、

具平相傳本

と朱書し、次に別筆で、

寛元貳年中秋上六日

主平時頼

(花押)

と墨を以て記す。「日」の字の下に、一字或は二字をすり消した形跡があり、その一字

は「書」又は「寫」の如く見えるが判然しない。

筆者に關しては、時頼説とその否定説とが對立したらしく、原本の包紙にも、

伊勢物語付墨六拾七枚、左近將監時頼御眞筆、後號最明寺殿、外題者知光坊之筆とあり、別の包紙の表面に、

古筆了伴之札

亥正月晦日

時頼公之御書極メ

とあるが、中の極書は佚し、現存する紙片に、時頼奥書偽筆 本文は見事成物に候」といつか否定説に代つてゐるのは皮肉である。橋本進吉先生は、複製本解説に於て、想ふに、この書を時頼の筆とするは、卷末に存する「寛元貳年」云々の識語に基づくものなるべけれど、この識語は本文とは明に別筆にして、この識語を時頼の筆なりとせば、本文は時頼の筆とする事を得ず。且、識語に存する花押は、北條時頼の花押として確實なるものと信せらるるものに比較して大差あり。されば、この平時頼を以て北條時頼と解する事も容易に首肯し難し。又寛元の識語も、その字體書風等、かなり古きものとは見ゆれど、鎌倉中期まで溯り得べ

きかは疑なき能はず。されば、この識語を北條時頼の筆とするは勿論、寛元當時のものとする事も容易に信じがたし。

かくの如くして、この本の書寫年代は、他に之を斷定すべき確實なる根據なしと雖、書風假名字體紙質等より觀れば、鎌倉中期を下らざるものなるべし。

と言はれたのが決定的のものであらう。

本書傳來に關する資料としては、附屬の「藥師如來ノ傳記拔書」口上之覺「寄附狀」以上三通の文書がある。

藥師如來ノ傳記拔書

一、此藥師如來者、聖德太子之御眞作也。鎌倉左近將監時頼後號最明寺御信仰ノ本尊也。緣記有之候得共、於京都ニ萬治四年正月十五日之炎上燒失。少々緣起之趣ヲ傳承候ニ、

一、於鎌倉ニ三月下旬ヨリ六月上旬マデ大日デリニテ、人民共□外牛馬ニ至ルマデ悉死ス。依之諸寺諸社ニテ之雨乞有之候得共、ソノシルシナシ。然所ニ最明寺殿此ヲ哀〔ミ〕給ヒ、大河之原へ守オシ、自祈願ノヲコシ給ヘバ、フシ

ギヤ晴天俄ニ曇リ、及大雨ニ事一日一夜也。

一、其後、ヤク病ハハリ、老若男女ニ不限、悉相□死ス事家毎ナリ。サルニ依テ、人民ノカナシミ、最明寺殿哀ミ給ヒ、尊像ヘ祈願アレバ、タチマチ惡病シヅマリ、ソクジニ人民平愈沙汰目前ナリ。

一、最明寺殿執權ノトリ行ヒ給フ時、尊像ノ□幾度トモナキフシギ有之由、依之政務タマシキユヘ泰平ニ治マリ、萬民ノ悅難有カリシ事、一々次第縁記ニ有之ト云傳承候得共、燒失ユヘ□□□□ノ傳ヲシルシ置者也。

一、此尊像ハ請雨藥師ト申ナリ。尊像御ズシノ内ニアルモノ、シヤク、セウノツヘ壹ツ、伊勢物語小本一冊、タマシカタカナナリ。外題ハ知光ノ手跡ナリ。本書ハ最明寺殿御眞筆。

一、知光坊ト云僧ヨリ傳來、此仁俗名佐野源六郎常重ト云ナリ。

右之通先祖之傳語シルシヲク者ナリ。

寛文六年十月日

知哲(花押)

口上之覺

請雨藥師如來 御長壹尺杉壹本之木佛也

聖德太子之御眞作也

右之藥師如來者鎌倉左近將監時賴後號最明寺御信仰之御本尊ナリ。少々縁記之拔書アリ。并小本カタカナノ伊勢物語、右之尊像ニ付有之品、最明寺殿御眞筆也。本ノ外題ハ知光坊之手跡ト申傳。是者佐野源六郎常重ト云者也。最明寺殿家來也。此仁者佐野源左衛門常世第六番目ノ弟ナリ。右之尊像是ヨリ傳來仕也。

武藏守經時

御舍弟

左近將監時賴 後號最明寺

右之家來

佐野源左衛門尉 常世

佐野源六郎 常重

右源左衛門六番目之弟、法名知光坊ト申候、源六郎ヨリ源藏迄拾四代

佐野源藏

常忠

早世

知休坊

後住

知哲坊

此兩人源藏子、尊像持主、京都太秦ニ庵有

佐野頼母

常益

右源藏者、頼母タメニ祖々父也。

月 日

寄附狀

聖德太子御作ニ而最明寺時頼公御信仰之

一、請雨薬師如來尊像

壹體

時頼公御所持之

一、水晶珠數

壹連

時頼公御眞筆

一、片假名伊勢物語

壹冊

右者子細御座候而、拙者方ニ永年所持仕候。依貴山之儀者、時頼公御建立之御寺□及承候。依之右三種并大佛師極書、古筆極書等迄相添、此度御同村圓藏院様ヲ以奉寄進候。然ル上者、永々貴寺様御什物ニ可相成候以上。

文政十三庚寅年

下谷新黒門町

七月十二日

持主 伊勢屋政兵衛 卍

神田通新石町

證人 堺屋市兵衛 卍

相州足柄上郡金子村

最明寺様

右の記載を要約すれば、本冊子は、もと最明寺時頼眞筆として、時頼が信仰深かりし請雨薬師の尊像の厨子内に、錫杖と共に收められて、佐野源左衛門常世の弟源六郎常重法名知光より傳來したものと云ふ。その後源六郎十四代の後胤源藏常忠

その子知休、知哲等を経、其間萬治四年正月十五日、炎上にも難を免れ、常忠の曾孫頼母常益まで傳へられたが、何時の頃からか、佐野家を出で、江戸下谷新黒門町伊勢屋政兵衛方に入り、文政十三年、藥師如來其他と共に最明寺に寄進せられたのである。伊勢屋政兵衛の許に傳はつたのは何時であり、又如何なる事情であつたか知る由もないが、屋代弘賢がその著参考伊勢物語に使用したのも本書であらうから、少くとも文化十年以前に江戸に出されたのではなからうかと思はれる。本書は嘗て大津有一氏が親しく最明寺に到つて調査の上、學界に紹介されてより、頼に有名となつたものであるが、伊勢物語研究の興味の漸次定家本以前に向はうとする今日、本書の有する學術的價値は尠少ならざるものがある。

第六節 眞名本

第一項 眞名本の名稱

一般に眞名本と稱せられてゐるものの中にも、自ら二種類を認めることが出来る。第一は、たとひ和臭を帯びてゐるにしても、とにかく漢文を以て綴られてゐる場合で、平家物語會我物語の眞字本の如きはその例であり、第二は、漢字が單に國音を記載する符號とされてゐる場合で、伊勢物語の眞名本の如きはこの例に屬するものである。

伊勢物語に於ける眞名本なる名稱が、眞名即ち漢字のみを以て書かれてゐる本といふ意味の用字上の特色に基因することは、改めて説くまでもないと思ふ。而してこの名稱は、源氏物語の古き註釋書などに早くから現はれてゐる。河海抄に

は伊勢物語真名本或は伊勢物語真字本として引抄されて居り、千鳥抄・天文十二年書寫伊勢物語聞書等にも見え、近世に於ては真名伊勢物語(伊勢物語集註・伊勢物語・伊勢物語童子問等)又は單に真名本(勢語臆斷・玉勝間・參考伊勢物語等)と稱せられ、以て今日に及んでゐる。

第二項 真名本の形態及び性質

四辻善成の河海抄に所引の真名本(この事に關しては次項に於て述べる)即ち南北朝期の真名本の形態と、現存のそれとが多少相違したかも知れないといふ疑念を挾むことは、已に兩者の用字上に若干の差異を認め、架藏九條本真名伊勢物語の「昔男顔強借計流人之許爾云々」の段に「異本ニ此段無」とせる註記を肯定する以上、不當な疑念といふことは出來ないであらう。と同時に、この兩者の間に、大なる徑庭の存するといふことも考へられない。現存の真名本中、慶長以前の書寫に係るものは、まだ之を見る機會がないが、これ等の現存諸本が、先づ大體舊き形態と特質と用字法の大體とを繼承してゐると推定することは、無論許容されるであらう。

さて真名本の外形上に見られる特徴の第一としては、音を表記するに、悉く真名即ち漢字を用ゐてゐることを擧げなくてはならない。而してその用字法に於ては、(一)漢字の音を借りるもの、例へば「り」を「利」、「よ」を「余」、(二)訓を用ゐるもの、例へば「さつき」を「葎寶」かりを「雁」、(三)戲訓を以て表記するもの、例へば「聞う」を「苦勞」および「ちして」を「及後爲而」等種々の場合がある。

次に天福本と比較して、その章段の出入配列を考へるに、天福本に存して真名本になきものが二段ある。即ち天福本の、

第百十五段「むかしみちのくに、ておとこ女云々」

第百二十段「昔おとこ女のまた世へす云々」

であり、真名本に存して天福本になきものは、

「昔男女乎盜而云々」

の一段のみである。また天福本に於て一段とした第百十一段「昔おとこやむことなき女のもとに云々」を、本書に於ては、

「昔貴人之許爾云々」